

平成18年第1回京丹波町議会定例会（第5号）

平成18年3月22日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 同意第 3号 京丹波町財産区管理委員の選任について
- 第 4 議案第 5号 京丹波町町営バス運行事業条例の制定について
- 第 5 議案第 6号 京丹波町総合計画審議会設置条例の制定について
- 第 6 議案第 7号 京丹波町地域医療対策審議会設置条例の制定について
- 第 7 議案第 8号 京丹波町国民健康保険条例の制定について
- 第 8 議案第 9号 京丹波町国民健康保険税条例の制定について
- 第 9 議案第10号 京丹波町消防団の設置等に関する条例の制定について
- 第10 議案第11号 京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について
- 第11 議案第12号 京丹波町防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第12 議案第13号 京丹波町の財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第13 議案第14号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第15号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第16号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第17号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第18号 京丹波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第19号 京丹波町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第20号 京丹波町奨学基金条例を廃止する条例の制定について

- 第 2 0 議案第 2 1 号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 第 2 1 議案第 2 2 号 町道の廃止及び認定について
- 第 2 2 議案第 2 3 号 京都中部広域消防組合規約の変更について
- 第 2 3 議案第 4 2 号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 4 議案第 4 3 号 平成 1 7 年度フォレスト・コミュニティ総合整備事業森林管理道
峰線（第 1 工区）開設工事請負契約の変更について
- 第 2 5 議案第 4 4 号 平成 1 7 年度フォレスト・コミュニティ総合整備事業森林管理道
峰線（第 2 工区）開設工事請負契約の変更について
- 第 2 6 議案第 4 5 号 平成 1 7 年度町単独事業須川橋改良工事請負契約の変更について
- 第 2 7 議案第 2 6 号 平成 1 8 年度京丹波町一般会計予算
- 第 2 8 議案第 2 7 号 平成 1 8 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 2 9 議案第 2 8 号 平成 1 8 年度京丹波町老人保健特別会計予算
- 第 3 0 議案第 2 9 号 平成 1 8 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第 3 1 議案第 3 0 号 平成 1 8 年度京丹波町水道事業特別会計予算
- 第 3 2 議案第 3 1 号 平成 1 8 年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第 3 3 議案第 3 2 号 平成 1 8 年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第 3 4 議案第 3 3 号 平成 1 8 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第 3 5 議案第 3 4 号 平成 1 8 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第 3 6 議案第 3 5 号 平成 1 8 年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第 3 7 議案第 3 6 号 平成 1 8 年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第 3 8 議案第 3 7 号 平成 1 8 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第 3 9 議案第 3 8 号 平成 1 8 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第 4 0 議案第 3 9 号 平成 1 8 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第 4 1 議案第 4 0 号 平成 1 8 年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第 4 2 議案第 4 1 号 平成 1 8 年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算
- 第 4 3 議案第 4 6 号 平成 1 7 年度京丹波町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 4 議案第 4 7 号 平成 1 7 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 5 議案第 4 8 号 平成 1 7 年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 6 議案第 4 9 号 平成 1 7 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 7 議案第 5 0 号 平成 1 7 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 8 議案第 5 1 号 平成 1 7 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 4 9 議案第 5 2 号 平成 1 7 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 5 0 議案第 5 3 号 平成 1 7 年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第 1 号）

第 5 1 議案第 5 4 号 平成 1 7 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 1 号）

第 5 2 議案第 5 5 号 平成 1 7 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第 1 号）

追加日程第 1 発議第 1 号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 3 閉会中の継続調査

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（1 7 名）

1 番	西 山 和 樹 君
3 番	東 まさ子 君
4 番	片 山 孝 良 君
5 番	横 山 勲 君
6 番	坂 本 美智代 君
7 番	今 西 孝 司 君
8 番	小 田 耕 治 君
9 番	畠 中 勉 君
1 0 番	山 田 均 君
1 1 番	藤 田 正 夫 君
1 2 番	山 内 武 夫 君
1 3 番	篠 塚 信太郎 君
1 4 番	吉 田 忍 君
1 5 番	山 西 桂 君
1 6 番	野 口 久 之 君
1 7 番	野 間 和 幸 君
1 8 番	岡 本 勇 君

4 欠席議員（１名）

２番 室 田 隆一郎 君

5 説明のため、地方自治法第１２１条の規定により出席を求めた者

町 長	松 原 茂 樹 君
助 役	上 田 正 君
教 育 長	山 本 和 之 君
参 事	片 山 長 男 君
参 事	寺 井 行 雄 君
参 事	田 渕 敬 治 君
瑞穂支所長	森 田 一 三 君
和知支所長	片 山 俊 明 君
総 務 課 長	長谷川 博 文 君
企画情報課長	田 端 耕 喜 君
税 務 課 長	伊 藤 康 彦 君
住 民 課 長	岩 崎 弘 一 君
保健福祉課長	野 間 広 和 君
子育て支援課長	朝 倉 富 雄 君
地域医療課長	上 田 進 君
産業振興課長	山 田 進 君
土木建築課長	岩 田 恵 一 君
水 道 課 長	田 井 勲 君
会 計 課 長	下伊豆 かおり 君
教 育 次 長	松 村 康 弘 君
監 査 委 員	人 見 亮 君

6 出席事務局職員（２名）

議 会 事 務 局 長	谷 俊 明 君
書 記	山 内 圭 司 君

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

連日の各委員会等御苦労さまでございました。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、平成18年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、7番議員、今西孝司君、8番議員、小田耕治君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中に6日間において各常任委員会、各特別委員会が開催され提出議案等の審査が行われました。

京丹波町監査委員より、例月現金出納検査結果報告がありましたのでお手元に配付しております。

本日、室田隆一郎君から体調不良のため、堀助役から他の公務のため午前中欠席する旨の届を受理しておりますので、ここに御報告いたします。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

まことに申しわけございませんが、議案の一部を修正をお願いをいたしたく存じます。

今期定例会開会日に上程させていただきました議案第21号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の内容につきまして、一部記載の内容の中で修正を要する項目が見つかり、脱字を主なるものといたしまして6カ所の修正をお願いすることになりました。上程に至りますまでに確認できなかったことを心よりおわび申し上げます。

今回の教訓を踏まえ今後においては細心の注意を払わせていただき、万全のチェック体制で望みたいと肝に銘じておりますので、御容赦賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

《日程第3、同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任について》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより同意第1号を採決いたします。

この表決は起立により行います。

同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立 全員）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は、原案のとおり可決されました。

《日程第4、議案第5号 京丹波町町営バス運行事業条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第4、議案第5号 京丹波町町営バス運行事業条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

3番、東さん。

○3番（東まさ子君） お聞きをいたします。竹野線についてであります。竹野線の2便というのは、どういうことによって2便となったのか、もし2便であれば和知で行っておられるような、どこでも止ってもらえるようなそういう方法は考えられないのか。

それと高原下山線の1便は生徒対応ということで言われておりますが、これは朝だけ乗ってくるのか、どういうことなのか。それと須知高の生徒のバス問題について、テスト週間とか午前中の、そういうときのバスの確保については、このバスでされるのか、マイクロバスを臨時的に出されるのか。ちょっと聞き覚えておりませんので、その点についてお願いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） ただいまの東さんの御質問でございますが、竹野線の2便につきましの決定でございますが、現在も御承知のように町民バスとして今は丹波町内を運行させていただいております、やはりその乗っていただきますものが今の状態で午前のお

迎え、それから午後の送りというようなことでさせていただいているんですけれども、やはり御利用をいただいております人数も少人数でございまして、今のような状況でとりあえず午前、お迎えに行かせていただきまして、この間の町政懇談会の中でもお話があったんですけれども、やはり1カ所でお待ちいただくのに大体3時間はちょっと待ってる時間がつらいんやというようなお話等々もいただいておりますので、その辺のところを考慮させていただきましてお送りさせていただく時間を約2時間程度遅らせていただいてから送らせていただくというような計画で、今組ませていただいております。しばらくこのような運行状況で、その推移を見せさせていただきたいと、このように考えております。

それから、2点目の和知で行われておりますフリー乗降でございまして、この件につきましては協議会の中でもお話をさせていただいておりますとおり、フリー乗降につきましては、特別にフリー乗降の認可というのが必要になってまいります。まだ竹野線等につきましては、現在、運行をこれから開始するというような状況でございまして、既にその中で御利用いただく方々の、まだ人数等も把握できていないような状況でございまして、この件につきましては道路の交通量の関係とか幅員の関係等々もございまして、また検討を加えさせていただきたいと、このように考えております。

それから、高原下山線のスクール対応ということでございますが、こちらにつきましては主だって豊田の関係等々、あるいはまた、間違えました。申しわけございません。実勢の関係等々で運行させていただいておりますので、この中で朝、特に集中いたしまして通学の方に運ばせていただかなければならないというようなことでございまして、全くのスクール形態の運行の路線を走らせていただく。いわゆる全線をそのまま運行させていただくんじゃないしに、そこにピンポイントを当てさせていただいて運行をさせていただくというようなことでございます。

それから、テスト週間等によりますバスの確保ということでございますが、こちらにつきましては基本的にはバスの方、須知高校、特に丹波和知線の方が運行させていただく予定でございまして、通常はこちらの方でお乗りをいただきたいというふうに考えておりますが、どうしてもということでございましたら、また臨時便等も検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 山田です。私もお尋ねを何点かしておきたいと思うんですけれども、京丹波町として町営バスの運行を始めるということで、これまでの旧町の瑞穂、和知路線を

踏まえて新たに旧丹波町ではバスを走らせるということになるわけなんですけども、この運行の形態とか、料金とか含めて時間的な問題としては、いわゆる町長就任後のそういう取り組みでございますので、非常に期間的にも短かったという点もあると思いますし、また、町政懇談会ということで声を聞いたということも言われておりますが、確かにそういう提案もされたんですが、しかし、実際そこへ参加された方以外の声というのはなかなかつかみきれてないというのも実態だと思うんです。特にこのバスを利用される交通弱者といわれる子供やとか高齢者の方、そういう点からいうと本当にその利便性というのは非常にバスの場合は大事だということに思うんですが、そういう面では今回運行事業として出発をするということになるんですが、今後どういう形を考えておられるかと。

例えばやはり利用者とか、いろんな方の代表を入れた、そういう検討委員会をもって、やはり運行とか、また料金を含めてそういう検討は、やっぱりしてすべきだということに思うんです。なかなか1回の、そういう形だけで利用が本当にもっと増えていくと、利用しやすくなるというのはなかなか難しい面もありますし、私たちもいろんな先進地の事例なんかも聞いたり、調査もしてきた経過もあるわけなんですけども、そういう点を見ておりましたが、本当に利用者がどういうぐあいに考えておるか、利用しやすくするという、そういうことは非常に大事ですし、合併をしてなかなかこれまでの旧町から京丹波町としてそういう交流をしていく、また行き来をするということこへ踏み出す段階でございますので、そういう点を踏まえると非常に、このバスのこれから運行というのは大事になってきてますし、そのためには今回見直しの中で旧瑞穂、和知については1路線減らしたということもあります。これは運営上と経営上というのもあったわけでございますけども、そういう点を踏まえると今後の、その考え方、やっぱり利用が少なかったら便を減らしていこうということになるのか。そうではなしにどう利用を図っていくかということを視点において、やっぱり取り組んでいくということが基本だと思うんですけども、その辺の考え方はどういう考え方なのか。そういう検討委員会を含めて考えておられるのかどうか、お尋ねしておきたいと思うんですが、これは担当課長にお尋ねした方がいいのんですかね。町長ですか、そしたら町長ひとつお願いします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○（松原茂樹君） ただいま今後のバス運行につきましてお尋ねをいただいたわけですが、今申し上げましたように、新町になりましてから町民の皆さん方の日常の足を確保するというので、私の政策の中の柱として掲げさせていただきまして、今その概要につきましては町政懇談会等で町民の皆さん方に一定御理解をいただく中で、今期定例会に上程をさ

せていただいておりますが、もとよりお願いをしまいに、一人でも多くの皆さん方に御利用をいただくということが私どもの願いでございます、それに近づけるべく御提案をさせていただいておりますが、まだまだ内容的に実際に御利用いただいて御不便な点等も出てこようかというふうに思います。一定期間運行をさせていただきまして、できれば半年に一度程度は今御指摘をいただきましたような検討委員会等も持たせていただいて、町民の皆さん方に参画をいただく中で、この運行に対する御意見等も聞かせていただきながら、なお充実させたものにしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

その一方で、経営に関することもあるわけでございますので、そうしたことも理解をいただく中で、さらに制度を高めていくという方向で一応一丸となって、このそれぞれのバス路線が充実できますように、一定の期間見直しをかけながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） 7 番、今西君。

○7 番（今西孝司君） 私も、この町営バスの件に関してちょっとお伺いしておきたいと思っておりますけれども、旧丹波町の下山地域の者としては今回の路線の再編というのは大変喜ばしい方向性が出ておるといふふうに感謝をするところでございます。

この約1年間の間、下山地域は京都交通の路線バスが廃止をされて大変な不自由を強いられてきたというふうに住民の皆さんも感じられております。この日が来ることを住民の皆さんは大変待ち望んでおられたものと私感じております。町財政も大変厳しい中、この路線バスの運行をするということを決断していただいたことは下山地域の人間としては大変感謝を申しております。ただ、この間の審議の中でも申しましたように、丹波和知線と高原下山によって運賃に違いがあるということ。これはこれから絶対これを維持していくということやなしに、見直しをしていただけるというふうに私は思っておりますし、私がお願いをしておりました1路線の町内全域というんじゃないですけど、1路線においてはやっぱり統一した料金を制定するということも今後ちょっとお考えをいただきたいし、町長もそれはまた考えていきたいというようなことも答弁で言っておいておりますので、私個人としてはこうしたことで新しいバス路線が発出するということは、この町民にとっては大変意義のあることではないかというふうに思います。

先ほどもありましたように、瑞穂、和知はある程度後退をするということもありますけれども、とりあえずこうした格好で出発をして見直すべき点は見直すと、また土曜、日曜の全休ということも将来的にはまた考える余地もあるんじゃないだろうかというふうに思います

ので、現時点としては、これ大変いい方向が示されておるというふうに思いますので、今後半年置きぐらいに見直していくということです、そのときにまたいろいろ大きな問題とか、小さな問題が提案されて見直されていることを期待したいというふうに思います。

これからこういった点を見直していくべきとお考えかということ、ちょっとお伺いをしておきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） ただいまの、例えば丹波和知線の御利用される場合と高原下山線を御利用される場合の若干のそれぞれ料金の違いがあるわけですが、いわゆる丹波和知線でございまして、国道でグリーンハイツの皆さんにはお乗りいただくということで、最終丹波マークスまでということになりますと100円の差があるわけですが、これは御利用者の皆さん方で、例えばグリーンハイツから営農橋まで歩いていただきますと健康にもよろしいわけですが、料金も100円安くなるということでございまして、現実、上新田まで行く部分は省けるわけですが、この辺については料金にしっかり反映をさせていこうということで、こういう設定をいただいておりますので、それぞれご利用者の皆さんで少しでもそうした部分が見出していただいて安く御利用をいただく。そしてまた少しは歩いていただいて御自身の健康にも留意いただくということも一つの利用の形態ではないかというふうに思っております、そこにはおのずとそうした面では差をつけておくべきではないかというふうに考えておるわけですが、そうした面では料金体系について一定のそれぞれ路線を御活用いただくことによって、御利用いただくことによって差が生じておるということを利用権としてとらえていただけたらまことにありがたいというふうに思っているところでございます。

今後こういった面を検討していくのかということですが、今こちらで住民の関係等も含めて効率よく運行できるようにということで、ややもすると一方的な路線編成になっておろうかというふうに思います。こうしたことで御利用を实际いただく町民の皆さん方の行動の中で時間と、あるいは路線のいわゆる考え方を含めて全般的にいろんな御意見をいただきながら、こうすればもっともっと皆利用ができるという皆さんの意見もあるという部分が出てまいりましたら、そうしたものも含めて全体的な見直しを加えていくべきではないかというふうに考えておまして、現状これでどこも触らずにずっといくということではなしに、皆さんとともに許せる範囲変更しながら利用しやすいような形にしていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと私もあわせてもう一度お尋ねしておきたいんですが、今、町長の答弁ありました、この100円の差を歩くということで縮めるという答弁がありましたけど、これはちょっと運行する立場の事業者としての答弁としては詭弁やということだけは申し上げておきたいと思います。当然だれでも健康であれば歩きたいし、できるだけそういうものを利用したくないというのもあるわけですが、やはり足がなかなか痛いとか、高齢で歩けないとかいう、そういう方がバスをという思いもあるわけですので、そういう説明では、バスの運行事業の中での説明では私はちょっと納得できないと、また違う立場での説明ではそらあろうかと思えますけども申し上げておきたいというように思います。

バスの場合を考える場合に、やっぱり福祉的な立場というのは、非常に私は考えるべきじゃないかと考えておるわけなんです。そういう面からいいますとフリー乗降とか、小型バス、マイクロバスなどを利用した巡回バスにするとか。実際聞きますと、毎日走ってもらわなくても、例えば1週間に何回か走ってもらったらうれしいと、そのかわり便数を増やしてほしいと、これが一番バスを利用する方は、買い物に行く、役所へ手続に行くという場合でも行ってそういうのを済まして、ちょっと自分の用も済まして帰りたいと、それが一番このバスを利用する方の思いでございます。ですから朝行って夜までないという、そういうことでなかなか利用しにくいというのは、そういう利用する方の思いでございます。そういう面で今回提案になっておりますのは、これまでの旧町のものを踏襲したという形になっておるわけですが、やはりそういうフリー乗降とか小型マイクロバスを導入した巡回バスとか、隔日といいますか、1週間に何回かと運行とか、そういうようなことも私は考えていくべきだと思いますし、そういう面では今年に一遍の見直しというの言われましたけれども、やはり全国的にそういう先進的な町もあるわけですし、そういう取り組みをされておるところもあるわけですから、やはり前向きにそういう調査もして、やはり先進的な事例をどんどん学んで、そしてどう京丹波町としてはそれを生かしていくかという、そういう方向を大いに取り込んでいくべきだということに思うんですけども、その辺についての考え方について、もう一度、町長に伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 御指摘のとおり冒頭から申し上げておりますように、いかに多くの皆さん方に御利用いただくかということになりますと、現状それぞれ旧町で運行をいただいておりますものを基本にしながら編成をさせていただきましたけども、現実的にはなかなかその乗降率というのは高い水準で維持されていないということもあります。そうしたところで今御提言をいただきましたように、ある意味バスに用事をあわせていただくということも、

またこの運行を続けていく中で皆さん方からそうした意見も出てくるんじゃないかというふうに思っておりまして、隔日運行、あるいはまた週に2便、しかし一日の便数は増やしてほしい、こういう思いも出てくるんじゃないかというふうに思っておりまして、そうした中に先ほど申し上げましたように、本当に経営的にも安定するような運行が全体的に構築することができれば、まことに町民にとっても継続して安定的にこのことが続けていけることにつながっていくというふうに思っておりますので、当面はこれまでの状態を維持をさせていただいて、その中で先ほどから申し上げておりますように、利用者の皆さんが本当に使いやすい、そして、自分たちも一定バスにあわすということも、用事を集中させるということもお考えいただく中で、御意見を賜る中で好編成ができていければというふうに思っておりますので、そうした面では今おっしゃっていただきましたようなことも受け入れながら、今後検討を加えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

3番、東さん。

○3番（東まさ子君） それでは、ただいまから議案第5号 京丹波町町営バス運行事業条例について、賛成の立場から討論を行います。

今回の条例で路線と便数、バス料金の設定が提案をされました。新路線が開設されて町営バスが走っていなかった旧丹波町にも町営バスが走ることになりました。これまでのスクールバスの空き時間を活用しての町民バスの運行、2路線の週2回1往復の運行となっていた旧丹波町にとって町営バスの運行は住民の方からの大きな要望であった生活の足として一歩前進をしました。しかし、竹野方面では2便1往復であることや、終日商店街を通らないこと、また、便数が減ったところでは「減らさないで」の要望が出ていること。95.3%が同額か安くなったと説明がありましたが、料金問題など問題は多く残っております。この町営バスの運行が通学や交通弱者である高齢者の方を目的のバスであることを考えると、利用者のほとんどが学生、高齢者であり、料金は取るとなれば低料金が妥当と思いますが、住民利用者の声を第一に考えるべきだと思います。また、福祉的な立場からも周辺だからといって料金の最高の400円というのも不公平であります。便数、運行コース、1コースの所要時間、料金などについて公募による代表も含めた検討委員会を設けて十分検討をし日常

生活や社会参加などに利用しやすいバス運行となることを求めます。

また、町長のまちづくり方針でも示されている小型バスの運行などできめ細かなサービスを導入して、バス乗車の促進を図りたいとされておりますが、巡回バスの運行、隔日運行など利用者の利便性を第一に考える方向こそ求められていることを述べさせていただきまして、賛成の討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

議案第5号 京丹波町町営バス運行事業条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第6号 京丹波町総合計画審議会設置条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第5、議案第6号 京丹波町総合計画審議会設置条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 何点か、ちょっとお尋ねしときたいと思うんですけども、今回提案になっております審議会の設置条例は、地方自治法で定める、いわゆるそれぞれの町が総合計画をつくらなければならないということになっておるわけですが、それを審議をするということになろうと思うんですが、審議会の委員が20名以内というということになっておりまして、あとそれぞれ次に掲げるもののうち町長が委嘱するということで、第3条にかかるとるんですけども、具体的には1、2、3、4、5、6とあるわけですけども、何人ずつ考えておられるのか、まず伺っておきたいというように思います。

そしてまた、予算との関係もあるわけですが、どういう形で審議を考えておられるのか。割合多いのは、コンサルにいろんなものを依頼して、そのコンサルから出された内容のものを、この審議会で審議をするというようなことが非常に多いわけですが、京丹波町として、この総合計画審議会としてはどういような形を考えておられる

のか、またどれぐらいの期間をかけて、この審議会をやろうとされておるのか、その辺について伺っておきたいと思います。

担当課長でよろしくをお願いします。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） ただいまのご質問でございますが、私どもの方といたしまして、事務局といたしまして、委員さんにつきましては町議会の方から3名、教育委員会の方から1名、農業委員会の方から1名、それから町の区域内の公共的団体役員、または職員、こちらの方から7人程度、それから学識を有する者と町長が適当と認める者ということで、6人程度を予定をさせていただいてるということでございます。

こちらにつきましては、ご報告といえますか、検討いただいておりますように、京都府からの職員さんにつきましても1名含ませていただく予定でございます。

それから、基本的な形でございますが、この計画につきましては、当然予算の中にも委託ということで計上させていただいておりますが、コンサルをうまく活用させていただきながら、調整を図っていききたいということでございますが、ご報告もさせていただいておりますように、今回はアンケートの方の調査もさせていただきながら、その分析も一緒に踏まえた中で、計画の方の検討を重ねていっていただきたいというふうに考えております。

構想の原案をつくらせていただきまして、そちらを十分にご検討いただきまして、また議会の中でもご議決をいただきますように、上程をさせていただく準備を進めたいと、このように考えております。できますならば、18年度中に何とか形にさせていただきたいというようなことで、今思いをしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねをしておきたいと思うんですが、今18人ということで委嘱をするということの説明があったんですが、大体こういう形にしますと、それぞれの団体とか地域の代表ということが、これまでのパターンになっておるわけでございますけども、まちづくりにいかに住民の方に参加をしていただくかと、町長も公約でも掲げております「住民参加のまちづくり」という点から考えますと、一般質問でも取り上げた方もあったわけでございますけども、百人委員会とか、どれだけ住民の方がこういうまちづくりに参加してもらえるかということが、非常に私は大事だというふうに思うんですけども、アンケートということもございましたけども、一方通行でございますので、アンケートというのは。やはりまちづくりに対するそういういろんな幅広い声が、しっかりそこに反映させていくか、参加をしてもらうかということが私は非常に大事だというふうに思うんですけども、そうい

う面では時間をかけてですね、そして住民幅広く参加をしていただくと。

前も申し上げました、大学のそういう教室を利用するとかいうことも非常に大事だと思うんですが、コンサルというのは、これまでの経過からいいますと、何ぼかのそういうパターンを当てはめるといことが非常に多いわけでございますので、非常にそういう点では、全国的なそういうコンサル、まちづくりのコンサルたくさんあるわけでございますが、どうしてもそういうことになってしまうと、型どおりになってしまうということがこれまでのパターンであります。京丹波町としてはですね、もっとそういう点では、特色あるまちづくりをどうつくり上げていくかということが非常に大事だというふうに思いますし、町長もそういうことを掲げられておるわけでありますから、そういう点からいいますと、もっと幅広く公募をする、百人委員会というのもつくとか、そういう住民参加というのを基本に考えるべきだというふうに思うんですけども、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 今回の総合開発計画の審議会の委員の組織等につきましては、今担当課長が申し上げましたとおりでございますが、その中でも、できますれば女性の皆さん方にもぜひ参画をいただきたいというふうに思っておりますし、また町内に展開をいただいております企業の代表の方をお願いをしたいというふうに思っているところでございます。

そうした中から、幅広くこのことにかかわっていただいて、総合開発計画の樹立に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っているわけでございますが、また今ご指摘をいただきましたように、全体的なこれからのまちづくり等につきましても、今後公募をするなり、あるいはまたこちらからお願いをするなりしながら、まちづくり委員会というものも、いわゆる地域の振興会組織等も含めて、そのあり方等について十分検討をしてまいりたいというふうに思っておりますし、その経過の中で、他の機関、いわゆる大学等の教室等につきましても、ぜひとも協力をいただける形も模索をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許可いたします。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案されております議案第6号 京丹波町総合計画審議会設置条例案について、反対の立場から討論を行います。

地方自治法第2条第4項で、市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を得て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないと定めております。まちづくりの方向や目標を定めるものであります。

今回の提案は、合併に伴い京丹波町として総合計画を審議をする、そういう委員会の設置であります。非常に重要な審議会であります。

合併した京丹波町に対する住民の期待も非常に大きいものがあります。それはまちづくりのアンケートでも出されております。今必要なのは、小さな合併をした京丹波町の特色あるまちづくりとは何かを住民参加で知恵を出し合い、まちづくりの方向を住民参加でつくるときであります。

こういう点からも、審議会は幅広い住民が参加できるようにすることがまず必要であります。百人委員会というような、住民参加を基本にすべきであります。そして、新しい町、京丹波町として住民参加のまちづくりを進めるべきであります。

今回提案されている審議会の委員は、18人ということの説明もございました。どうしても各種団体の代表が集まり、コンサルなどが、これまでの経験から申し上げましても、こうした審議会はしばしばコンサル中心となり、表面的には総花的な構想が描かれ、しかもコンサルに多額の費用を払うということになり、内容実質と住民の意思に沿わないものになっていることが非常に多くありました。そういう点では、この旧態依然とした形だけの審議会になるということも考えられます。

町長の答弁で、一定アンケートとか、またできるだけそういう声をくみ上げたい、こういうこともございましたけども、やはり審議会そのものを、しっかりそういう立場に位置づけるということが、私はまず必要だというように考えるわけであります。

今回提案されている審議会、町長が公約をされている「住民参加のまちづくり」からは大きくかけ離れるということを指摘して、反対の討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決します。

議案第6号 京丹波町総合計画審議会設置条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第7号 京丹波町地域医療対策審議会設置条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第6、議案第7号 京丹波町地域医療対策審議会設置条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

6番、坂本さん。

○6番（坂本美智代君） 私もちょうと、何点かお伺いします。

組織の中で、委員は10人以内と上げられておりますが、それぞれ町議会、保健、医療及び福祉の関係者、それぞれ何人ずつ予定されておられるのか、そのことをお伺いしたいのと、やはり地域医療としましては、やっぱり地域の方にとってはとても重要なことでありまして、やはり地元の代表とかそういった方への公募も含めてすべきじゃないかと思います。やはり近くに診療所、病院があるということは病気の予防にもなりますし、病気を重病化させないためにも、やはりそういった住民代表の意見を聞くことも重要であります。

今度のこの任期は2年とされておりますが、答申はいつごろまでに出されようと思っておられるのか、その点をお伺いします。

○議長（岡本 勇君） 上田地域医療課長。

○地域医療課長（上田 進君） まず、委員様の数でございますが、今予定をしておりますのが町議会の議員様1名、それから保健医療及び福祉の関係者ということで7名ということになりますし、あと学識経験を有する者、また町長が適当と認める者ということで、合わせまして2名ということで予定をしております。

なお、委員様に対する公募の関係でございますが、今公募につきましては予定をしております。

それと、任期は2年でございますけれども、できるだけ早い時期に答申をいただきたいというふうに思っている状況でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私も何点かお尋ねしておきたいと思うんですけども、今回設置されるこの審議会の、提案理由ではですね、町民の安心できる医療環境を構築するため医療体制に関する事項について調査、研究及び審議をするということになっておるわけでございますが、いろんな町の機関、いわゆる指定管理者制度というものもどうするかということに問

われるわけでございますけども、この審議会を設置するというのは、そういうことも含めてですね、検討されるということになるのか、特にお金の問題ということで地域問題を考えますと、行き着く先はおのずと決まってくるということもあるわけでございますけども、その辺の考え方はどうなのか、これまでのそれぞれ旧町にありました病院、診療所、本当に地域の人、町も含めてですけども、いろんな、お金も含めて地域の方がほんまに支援をしてきたという中で、今日あるわけでございますけども、そうした歴史的な経過もしっかり踏まえるということも、私は大事だというふうに思うんですけども、そういう面から言いますと、この審議会の委員が10名という形で決められたというのはどういう根拠なのか、もっと地域の代表やとか行政とか、そういうことを考えてですね、そういう方も参加していただいて、本当にその医療と、病院と診療所というものを考えせいくべきだというふうに思うんですが、その辺の考え方はどうなのか、お尋ねをしていきたいというふうに思います。

これ町長にお尋ねいたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） ただいまご審議を賜っております地域医療対策審議会の設置につきましては、本町で抱えておりますそれぞれの医療機関を含めて、これからいかに町民の地域医療機関として存続をしていくか、このことが非常に大きな課題であるというふうに思っておりますし、また反面、このことによって非常に財政的にも厳しい状況が、今後償還も含めて起きてくるわけでございます。

そうした中にありまして、いかにこのあり方について住民の皆さんとともに考えていくかということは必要不可欠なことであるというふうに考えておるところでございます。そうした部分を、行き詰まってからということではなしに、現状としては10人の委員の皆さん方をお願いをして、いろんな角度から、存続するためにどうあるべきか、今ご指摘をいただきましたように指定管理者制度ということもはんちゅうにあるわけでございますが、含めて、よりよいあり方をご審議をいただくために、できるだけ早い時期に一定の考え方をおまとめをいただきたいというふうに考えておるところでございますが、以後このことだけで、これから安定的、持続的に経営が成り立っていくかということになりますと、なかなかこれまた別の問題も起きてこようかと思しますので、今回の部分につきましては、そうした基本的な思いをまとめていただくなり、また以後こうした審議会の数も増やしながら、さらにご検討いただく機会が出てこようかというふうに思いますが、当面基本的な部分でご審議を賜りたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いを申し上げたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今、町長の答弁もいただいたんですけども、今それぞれ病院、診療所、一定の持ち出しをして運営をしておるのが実態でございますし、何億という、瑞穂病院であれば、お金も入れておるわけでございますけど、お金の問題からすれば、おのずと結論は決まってくるわけでございますけども、府下でもですね、京都府の洛東病院を初めとしてこう宮は廃止ということになりましたけども、京丹後や弥栄や大江についてもですね、民間ということが出されております。

本当にそういう点では、この小さな合併をした京丹波町としてはですね、どういうようにこの医療機関をするかということ、これは本当に大きな問題であると同時に、非常に大事な問題であります。

ですから、審議会がこういう、10人という形で、いわゆる以内でされると、そしてまたそういう地元や、関係する、そういう医療者、そういう幅広い人たちを入れてですね、そして今、町長が言われるような、どう医療機関として発展させていくんかと、維持していくんかと、そういう立場でやっていただかなければですね、おのずと出口が決まってくるというように、私は心配をするわけではありますが、そういう点では、この審議会の目標と、目的というものをやはりもっと明確にしておかなければ、やっぱり今後の方向が出てくるんじゃないかという心配をするわけありますので、そういう面では、この審議会としてはですね、はっきり継続、存続、病院としてしっかり町が直接管理運営していくんだと、そういう立場でこの審議会が協議をされるということなのか、幅広く、そういう指定管理者制も含めて検討されるということなのか、その辺含めて、もう一度伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 幅広く検討いただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

初めに原案反対者の発言を許可します。

6番、坂本さん。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案をされました議案第7号 京丹波町地域医療対策審議会設置条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

町民が安心できる医療環境を構築するため、医療対策に関する事項について調査、研究、及び審議するために提案されたものですが、本町には瑞穂病院、質美診療所、和知診療所、和知歯科診療所の四つの医療機関があり、それぞれ地域にとっては重要な、また大きな役割を果たしている機関であります。

住民の健康を守ることは、自治体の最も大切な仕事であります。今回提案されている審議会の委員は10人以内で、議会、福祉医療、学識経験者などで組織されるとなっておりますが、地域医療の重要性から考えれば、審議会に地元代表や利用者の代表など、幅広く、公募も含め構成すべきであります。また、審議会だけでなく住民からの意見も聞き、参加できるように、公聴会等も取り入れるべきであります。

今、京都府下で起こっているのは、合併によって医療機関の縮小や民間委託であります。特に、審議会が幾つも設置され、そこでの意見が住民代表の意見として取り上げられ、一方的に廃止や中止、統合が行われていることがあります。

本町では、経営面だけで見るのではなく、病気を予防するとともに重病化させないためにも、身近な医療機関として、存続を前提とした審議会とすべきであることを指摘いたしまして、討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 次に、原案賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。

議案第7号 京丹波町地域医療対策審議会設置条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第8号 京丹波町国民健康保険条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第7、議案第8号 京丹波町国民健康保険条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長に1点、お尋ねをするんですが、今回制定をされます京丹波町の国民健康保険条例、旧町のそういう条例との違いというのはどこにあるのか、それぞれ3町とも条例があったと思うんですけども、その点について伺っていきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） ただいまのご質問でございますけれども、特に違ったところはない

わけですが、１点ございますのは、国保の運営協議会の関係でございます。委員の定数が今回９名ということで、旧町ではそれぞればらばらであったという感じでございまして、今回９名ということで変えさせていただいたところが主なものでございます。

あと、それぞれの条項等については、国民健康保険法に示されております準則どおりということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） １０番、山田君。

○１０番（山田 均君） あわせてお尋ねします。

今の、いわゆる運営協議会の委員の定数でございますが、旧町では４名というところもございました。今回、それぞれ３名ずつということで９名ということになりまして、旧町で４人ずつですんで１２人ということもあったんですが、この４人と３人という関係では、何か３人ということにした意味といいますか、そういうものはどうなのか。４人であったらあかんのんか、５人やったらあかんのんかということも含めて、どのような考え方なのか、お尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） ただいまのご質問でございますけれども、協議できる内容等につきましては多岐に及ぶところでございますけれども、いわゆる代表する委員様、被保険者でありますとか、保険医、それから薬剤師等、それから広域を代表する委員ということでございます。９名で、内容的には十分ご審議いただけるものというふうな判断でございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第８号を採決します。

議案第８号 京丹波町国民健康保険条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 8、議案第 9 号 京丹波町国民健康保険税条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第 8、議案第 9 号 京丹波町国民健康保険税条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10 番、山田君。

○10 番（山田 均君） 担当課長にお尋ねしたいと思うんですが、これまで旧町では「料」という方式をとっておったのと、「税」というのをとっておったのを今回「税」に統一ということになるわけでございますけれども、この「料」と「税」の違いですね、どういうところに違いがあるのか、まず 1 点お尋ねしときたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） ただいまの国保税を採用するか、料の違いということでございますけれども、「税」は地方税法に基づきますものでございますし、「料」については地方自治法に基づくということでございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10 番、山田君。

○10 番（山田 均君） それは私もわかるんですけど、住民にとってはどういうように、この「料」と「税」という影響があるのかと。税法に基づいて取るというのと、地方自治法に基づいて、いわゆる滞納とかそういうものについても、当然そういうことになろうと思うんですけども、その受ける加入者にとってですね、どういう影響があるのかということが一番、我々としては大きいわけでございますので、そういう点からいうと違いはないのかどうか、その点について伺っておきたいということ。

それから、この条例の中に、被保険者等の資産割とか、それからいわゆる被保険者の 1 人当たり、平等割とか、そういうものの数字がですね、きちっと、均等割も含めてここ示してあるわけでございますけど、これは「料」と「税」との違いもあるんじゃないかと思うんですけども、そういう点含めて、住民にとってはですね、この「料」から「税」に変わることでどうなるのかということが起こるんだと、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） 国民健康保険事業そのものは、被保険者の相互扶助の観点から行われるべきということが最も重要だという認識をしております。

したがいまして、納税者の立場から申し上げれば、その税の公平も当然強いものがあってしかるべしという形で、地方税法に基づく国保税という設定を考えておりまして、被保険者も安心して医療にかかれる体制が、より強化になるものという判断でございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず初めに、原案反対者の発言を許可します。

3番、東さん。

○3番（東まさ子君） それでは、ただいまから、議案第9号 京丹波町国民健康保険税条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

合併協議会は、新町の保険税について、合併の翌年度の税率については1人当たり保険税額が5万6,000円から5万7,000円となるよう統一するとしております。今回、提案された18年度の保険税は、旧丹波町はほぼ同額、旧瑞穂町は引き下げ、旧和知町は引き上げとなる予算となりました。旧和知町は、応益割の負担が大きくなることによって、低所得層に大きな負担となります。また、旧丹波町にとりましても、所得割の大幅な税率アップで、大幅に保険税の上がる層が出てきます。合併では負担は軽く、サービスの低下はさせないを基本に進められてまいりました。

そうした立場から、18年度予算は、少しでも負担を軽くする努力が必要であります。そのために、18年度予算は、低い方に合わせて税率を決めるべきであります。

国民健康保険税は、支出見込み総額から国庫支出金やその他の収入見込み額を控除した額を、所定収納率で乗じた額として算定されます。平成17年度国保会計は、療養諸費、高額療養費への最終支出見込みは、合計10億8,339万円であり、3町の1人当たりの保険税は、平均をすると5万6,786円であります。基金は9,000万円取り崩しをいたしました。補正で4,000万円を積み立てしましたので、差し引き5,000万円の取り崩しをしたことになります。

予備費が2,500万円計上されておりますが、これは不用になる可能性も大きく、決算では、基金取り崩しはもっと減と考えられます。それとも黒字がふえる、黒字が出てくる、そういうことが考えられます。

18年度予算は、療養諸費、高額療養費の支出を、合計11億5,148万円と見積もっており、17年度の最終見込みよりも6,810万円多くなっております。平成17年度の保険税や療養諸費、基金の基本に18年度の保険税を考えると、18年度予算の保険税

は、１人当たり５万６，１８２円となっており、前年度比６０４円下がっています。これをさらに和知並みの５万３，７２１円まで下げると、被保険者８，０３２人に対して不足が２，４６２万円必要となります。１７年度の基金取り崩しが５，０００万円だったとし、１８年度の医療費を６，８１０万円増と見込み、和知並みの５万３，７２１円に保険税を設定すると、財源内訳としては１８年度も基金を５，０００万円取り崩し、医療費増の６，８１０万円に対し、国などによる財源措置がされる２分の１の残り３，４０５万円、引き下げによる不足額２，４６２万円の合計１億８６７万円あれば、私の計算では、和知並みの保険料にすることは可能です。

１８年度予算では、１億７，０００万円の基金を取り崩しされております。合併では、サービスを低下させないと言われてきました。この立場に立つなら、会計的にも十分和知並みの保険料設定が可能なことを申し上げて、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 次に、原案賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより議案第９号を採決します。

議案第９号 京丹波町国民健康保険税条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第９号は、原案のとおり可決されました。

《日程第９、議案第１０号 京丹波町消防団の設置等に関する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第９、議案第１０号 京丹波町消防団の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第１０号を採決します。

議案第１０号 京丹波町消防団の設置等に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第11号 京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第10、議案第11号 京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、広報のNo.5でしたかね、審議会の内容も報告をされとるようなんですけども、議会としてはその中身を全く報告は受けてないわけでございますけども、一つは審議会の答申の内容をですね、配付していただきたいということがまず第1点でございますけども、消防団、当然町合併をいたしましたので、1本になるということは当然だと思うんですけども、それに基づく定員とか任免とか、給与、服務ということになるんですが、具体的にはですね、消防団の活動というものはどういう形で、これまでの旧町の消防団の活動がどうなるのか、また班の組織運営はどうなるのかと。

非常に消防団、それぞれ仕事を持ちながらお世話になっとるわけでございますけども、地域にとっては非常に大きな役割も果たしていただいとるわけでございますし、いざそういう火災や、いざというときの災害も含めてですけども、お世話になっておるわけでございますので、一定旧町ごとに考えますと、再編等もされてきた経過があるわけでございますけども、そうした京丹波町としては、それではどう考えていくんかということも、これ当然起こってくるんじゃないかと思うんですけども、その辺もございますので、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○議長(岡本 勇君) 長谷川総務課長。

○総務課長(長谷川博文君) お答えをさせていただきますと思います。

今回の京丹波町消防団の発足に当たりましては、旧の3町の消防団の正副団長さん等々に何回もお寄りいただきまして、どういう方向がよいのかということでいろいろ協議をしていただきましたし、あわせまして、審議会等でも十分もんでいただいたというふうに考えております。

その中で出ておりましたのは、これまで3町でやってきた消防団の組織が急変するという事は、やはり混乱を招くだろうということが大前提でございましたので、今回の京丹波町消防団の発足に当たっては、分団以下といいますか、については、現状のとおり、これまでどおり運営をしていただこうと。ただ、団長、副団長等々については、一定整理が必要だというあたりから、その辺の統合をさせていただいたということでございます。

班等の活動については、従前のとおり、それぞれの地域の実情に合わせていただいて活動していただくということになろうかと思えます。

なお、今後でございますけども、やはり幾つかの課題もあることは確かでございますので、その辺については前にも申し上げましたように審議会を継続させていただく中で御論議をいただいて、よりよい方向を見出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今の答弁で体制への問題と、それぞれ班の状況というのは今までどおりということであるわけでございますけども、消防団とのかかわりというのはそれぞれの集落でも非常に援助をされている方も、区も含めてあるわけでございますけども、その辺の徹底というのは、ただ広報で知らせたということなのか、消防団のそういう今説明がございました体制と含めて班は従来どおりということについても徹底といいますか、知らせるといいますか、そういうこともこれ私必要だというふうに思うんですけども、そういう方法はどう考えておられるのかということと。

それから、新たな再編の方法については審議会ということでございましたが、これは大体何年ぐらいをめどに考えておられるのか、その点についてお尋ねしておきたい。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 班等の混乱を招かないようにどう周知させていくかというお話ですけれども、10月の合併時においても今後の方向を示す中で、それぞれの分団等で協議をしていただいているというか、連絡をしておるのが現状でございますので、今回の4月1日からの発足にあたって混乱を招くというようなことは私どもは考えておらないところでございます。

今後の予定でございますけども、18年、19年をかけまして再編等も含めてどういった方向がよいか検討をしていただきたいというふうに審議会で検討していただきたいというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私のお尋ねが悪かったのかもしれませんが、私消防団の中のことはおっしゃるとおりだと思うんですけども、消防団の班と、それから集落ですね、区との関係、だから区長さんとか、そういうところへもやっぱり今のそういう説明されたような体制でいくんだと、今2年なら2年ということになろうと思うんですけども、そういう形の協力依頼とはいいいませんが、そういうものもある程度どこかできちっと説明したり、徹底してやないかという、そういう意味で申し上げたので、その辺のちょっと考え方を伺っておきたいと。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 失礼しました。先ほど申しましたように大幅なそれぞれ班運営には影響がないということから、区長さんについては一定今後これまでどおり班運営をしていただくというようなことで、御連絡はしたいというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより、議案第11号を採決します。

議案第11号 京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成、挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩、10時45分まで行います。

（休憩 午前 10時29分）

（再開 午前 10時45分）

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を行います。

《日程第11、議案第12号 京丹波町防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第11、議案第12号 京丹波防災センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、今回提案されております防災センターの設置及び管理に関する条例なんですけども、別表に挙がっておりますそれぞれ施設の防災センターにつきましては、旧丹波なり瑞穂というのが中心で和知としてはないわけなんですけども、基本的にそれぞれの旧町の時代に町が責任を持って、いわゆる防災センターを建てた土地を取得したということとの違いだと思うんですけども、基本的にはそうしますと建物の修繕とか、維持管理というのは当然、町の施設ですので町がするということになるんですが、これ以外の現在使っております例えば旧和知においては詰所等もあると思うんですけども、そういう維持管理や、いわゆる修繕等についてはどういう形で町は責任持つのか、地元との割合とかいうこともあるのかどうか、その辺の考え方を伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 議員おっしゃるとおり旧丹波、旧瑞穂については防災センターという形で町が整備をしていった経過がございますが、和知についてはそれぞれの詰所は地元の公民館に附属した施設等々を利用いただいているという現状でございます。

今後の修繕については旧和知、あるいは旧丹波、瑞穂もそうでございますけれども、詰所の修理については町が負担をして修理をするということにいたしたいというふうに考えております。

なお、維持管理経費につきましては、それぞれの詰所の運営形態がございまして、区の施設と合体しておるようなところもございますので、その辺はその場所に応じて今後、地元と協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより、議案第12号を採決します。

議案第12号 京丹波町防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 1 2、議案第 1 3 号 京丹波町財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第 1 2、議案第 1 3 号 京丹波町財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

1 0 番、山田君。

○1 0 番（山田 均君） 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、提案理由の説明のときに最高の年額 1 8 万円から 1 万 5, 0 0 0 円の差があると、日額とするというように説明があったと思うんですけども、今回、提案になっております日額 9, 0 0 0 円なり 7, 5 0 0 円ということで提案されておるんですが、財産区というのはすべての地域にあるわけではありませんが、この辺の考え方はどうなのか、いわゆる町のいわゆるそういう公職の委員の手当を見ますと大体 6, 0 0 0 円というのが基準になっておるんですが、その違いはどのようなかということと。

それから、私見間違いかどうか分かりませんが旧町、例えば旧瑞穂で見ますと会長は日額 7, 5 0 0 円と、委員が 7, 0 0 0 円ということになっておるというように思うんですが、説明とその金額の違いと、そして今回、引き上げられる理由はどこにあるのか。これちょっとあわせて伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 委員さんの報酬の件でございますけれども、議員おっしゃっておられます 7, 5 0 0 円というのについては、ちょっと以前のものではないかなというふうに思いまして、現在は 1 8 万円と 1 4 万円という設定になっていると思っております。

それから、ほかの委員さんと比較していというお話でございますが、財産区の委員さんにつきましては山林委員といいますか、山へ入っていただくというような事情がございまして、会長さんにつきましては 9, 0 0 0 円という額で妥当だというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） 1 0 番、山田君。

○1 0 番（山田 均君） この日額の設定の問題なんですけど、今担当課長が言われますように、確かに山へ行かれるというのは、これはもちろん財産区の委員さんの山の管理というのは務めてでございますので、当然そうかと思うんですが、それと同時に、いわゆる財産区の会計の審議とか、また地域のそういうこともされるわけです。基本的な考え方としては通常日額というのは会議の出席というのが大体一般常識だというように思いますので、例えばそうい

う山へ行くという場合には、もちろんこれ危険なこともございますし、もちろんそういう装備といいますか服装から変えていかんなんということもありますので、私は別立てに本来考えるべきじゃないかと、いわゆる会議等の日役というものと、そういう山林業務に携わる場合というものの、危険手当をつけろとは言いませんけれども、そういう形が本来のあり方ではないかというように思うわけです。予算との関係もありますけども、大体月、1年に何回ぐらいという想定もされているわけですので、そういう考え方をとるべきじゃないかというように思うんですけども、ちょっとその点に考え方、伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 確かに議員おっしゃるような考え方もあるかというふうに思っておりますが、今回設定させていただいたのは山へ行っていくことも多いというようなこともありまして、最高金額については会長さん9,000円というような格好での設定をさせていただきました。

なお、短時間で終わるような行事もあるかというふうに考えておりますので、その場合につきましては運用で半日分というようにすることも考えておって、すべてが9,000円、あるいは7,500円というような設定ということにはならないというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと改めてもう1点伺っておきたいと思うんですけども。

そうしますと会長も委員も山へ行ってお仕事をするのは同じことやと思うんですね。だから本来そういう会議やとか、そういうものについては当然差があって当たり前やと思うんですけども、そういう仕事をする。山へ行くということについては私は同じ同額をすべきやないかなというふうに、そういう思いもあってお尋ねをしたんですが、当然そういう点ではこの役職にかかわる差と、そして仕事の中身ということ。

それから時間的な問題でそういうこともあるということなんですが、どうしても財産区というのは、それぞれ旧町ごとにあたり、地域にあたりということになっているわけでございますので、今回そういう形で統一をされたということでございますけども、やっぱりそういう財産区民といいますか、関係住民がこれをもって納得できるような、やっぱりそういう設定というのは、私は大事だというように思いますので、そういう点やっぱり今後そういう点も含めて検討をすべきだと、考えるべきだというように思いますので、改めてその辺の基本的な考え方を伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 旧瑞穂町の話になりますけれども、4財産区とも同じ年額で定めておったのがこれまででございました。ただ財産区もいろいろ財政基盤がございまして、1年間それだけの報酬を支払うことがなかなか難しい財産区も出てきているのが現状でございます。また、財産区委員さんの中からも、先ほどおっしゃられましたように区民の皆さんにこれだけいただいておって、なかなか理解ができません部分もあるんじゃないかというふうなお話も出ておりました。そういうところから、それぞれの財産区の実情にあわせた報酬金額が設定できるようにということで、今回日額設定ということでさせていただいたのが経過の一つでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより、議案第13号を採決します。

議案第13号 京丹波町の財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第14号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第13、議案第14号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねしておきたいと思うのですが、今回それぞれ特別職の給与を10%減額するということの提案になっているわけですが、全国的にもそういう財政の緊迫した中でそうした減額をする町もあるわけですが、その10%とした根拠ですね、多ければ多いというわけにはいきませんが、例えば20であったらどうであったのかと、15であったらどうであったのかということも思うわけです。

が、一つはそれがどうだということと。

それから、いわゆる今退職金の問題が、これは４年勤めてということですけども返上とかやめにするとかいうことも全国的にも言われておるのですが、そういう考え方は町長はお持ちなのかどうか。あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 今回の改正につきましては、冒頭にも申し上げましたように非常に厳しい財政運用の中で私どもの理事者側としての示す姿勢として改正をお願いしようとしたものでございまして、今ご指摘がございました退職金の問題もあるわけでございますし、また、その率をどう定めるかということもそれぞれの自治体等でご判断をされておりました、いろんなパーセントがあるわけでございますが、私どもといたしましては含めてこの１０％ということで、それぞれの皆さん方の御同意をいただいて提案をさせていただいておるところでございまして、特に期間等につきましても当分の間ということで申し上げておるわけでございますが、基本的には一定、今お示しをいたしております当初予算も含めて今後の調整の安定が町民の皆さん方にご理解いただけるまでというふうに思っておるところでございまして、含めてご理解を賜りましたらまことありがたいというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） １０番、山田君。

○１０番（山田 均君） あわせて伺いますが、今私も当分の間というのをお尋ねしたかったんですが、財政が安定ということですが、町長としてはどれぐらいの期間を考えておられるのか、めどをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 今その期間をどの程度ということでございますが、最大そのことが及ぶのは私の任期の期間ということになろうかと思いますし、当初でも申し上げましたように当分の期間でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより、議案第１４号を採決します。

議案第１４号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第15号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第14、議案第15号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、議案第15号を採決します。

議案第15号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第16号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第15、議案第16号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長にお尋ねしたいと思うんですが、今回提案になっております職員の給与の改正になるわけですが、いわゆるこれまでの職務の級というのは、また新たに変わるということになります。特に職員の給与ということにかかわりますので大きな影響の出る方もあろうかと思うんですが、若干説明もいただいたんですが、具体的に一番この大きな影響を受けるというのは、どの年代の層なのかということと。それから、今回新しい給与表が適用されますと職員の、いわゆるそれぞれ働く、いわゆる年数にもよりますけど、どれぐらいの受け取る金額が変わってくるのかというようなことはわかっておるのか

どうか。その点についても伺っておきたい。

それから、いわゆる昇給の問題で、今回勤務の良好な一般職員とか、そういうものがあるわけでございますけども、これのいわゆる勤務評定といいますか、だれがそれぞれ職員の状況を判断するかのと。そういう何かチェックシートをそれぞれ課長のもとですということになるのか、その辺についてどういうようなことになるのか、あわせて伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 今回の条例改正で影響を受ける層はというお尋ねでございますが、具体的に年齢を申し上げますと40歳より若い方については給料が上がるということになります。それ以上年齢を重ねた方については給料が下がるということになります。影響を受けるといわれるものについては年齢が高いほど受けるというふうに考えても妥当かというふうに思っております。ただ、現行の給料、もらっていた分については保障するという大前提がございますので、今のところもらっていた分については減らないということになります。今後ともいいますか、次の改正があればちょっとわかりませんが、現行の条例のもとでは現在もらっていた給料はそのまま継続するということになろうかと思えます。ただ、昇給の面ではこの間、説明させていただいたとおり鈍化するということになろうかというふうに思えます。

それから、2つ目の生涯給与がどうなるかということでございますが、まだ試算は出しておりませんので、お答えすることはできません。

それから、3つ目の勤務の良好なものが昇給するということでございますが、これは前の条例でも同様のことでございまして、勤務のよいものが昇給をするというのは当然かというふうに思いますが、今後その勤務評定等をどうするかということでございますけれども、人が人を評価するということで大変難しいことでもございますし、勤務内容につきましている種別がございますので、それを正しく公平に評価するということは大変難しいことかというふうに思っておりますが、この件につきましては今後課題となってこようと思えますので、十分協議をする中で検討をさせていただきたいというふうに思っておりますが、現状では休む期間が多いとか、そういうことがなければ良好という格好での昇給を考えてるところでございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねしておきたいと思うんですが、今もありましたように

40歳以上になると、いわゆる定昇というんですか上がらないと、もちろん今25万なら25万いただいておった受け取る給料そのものは給料表と差があっても、それを補てんすると、こういうことにはなっておるんですが、しかし全く考えみればたとえ1,000円でも定昇がないと働く面からいいましても本当になかなか意欲を出せないというふうに働くものとしてはあると思うんですが、例えばそういう場合にたとえ月500円でも考えれば年間五、六千円とかいう数字になるんですけれども、そういうようものを例えばボーナスの中で見るとか、そういうような形で職員を激励するというのも例えば一つの方法かと思うんですが、そういうような考える考え方というのは全くないのかどうかというのを1点と。

それから、職員組合との協議というのはどういうようになっておるのか、合意をされておるのかどうかという点も含めてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） これから職員の皆さんに非常に厳しい時代にどう士気を高めながら、その職に当たっていただくかということでございます。給与条例の中ではなかなか人勧のそうした勧告に準拠しながら進めておるという関係がございまして、なかなか手当等でその差額を埋めていくという手法は無理だというふうに思っております。現状としては今それぞれ駐車場等を借り上げながら職員に、その使用料をいただいております一定額を職員から駐車料金として徴収はいたしておるわけでございますが、この部分につきまして実費ということで一定額を変更させていただいて、ごくわずかでございますけれども引き下げをさせていただく中で、そうした面での私どもの思いとして表現をさせていただきたいというふうに思っておりますし。職員組合の関係でございますが、委員長を始め幹部の皆さん方と、こうした時々にお話を聞かせていただいたり、また要望も聞かせていただいておりますが、本町の抱えております財政状況につきましても十分ご理解をいただきながらの要望ということもあるわけでございますが、それぞれの時々交渉の中で一定のご理解をいただきながら提案をさせていただいておりますということではありますけれども、すべて了解を得るということではないわけでございますが、その都度その都度こちらとしては精いっぱい状況を、また実態を説明させていただいて職員の皆さん方にも、そのあり方等について理解を求めていくということで話し合いの姿勢で今は臨んでいるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 職員のいわゆる負担軽減ということで、駐車場のことも今言われたんですが、旧町では全く取ってないところもあったわけですから、逆に言えば負担がふえたと

いうこういうことにもなっておるわけですから、例えばそういうものでも見るとかいうことも考え方の一つだというように思うんですね。本来ラスパイでよく言われるんですが、100やったら国家公務員並み給料をもらっているわけですから、今度の給料が当てはまってるそれは仕方ないと、こうなるんですが、それよりも低い位置におるわけですから、それが今度の新しい給料表では低い位置へ40歳以上の方がいくと、もちろんその間を埋めるということはありませんけれども、しかし、全く定昇はないわけですから追いつくまでは、だからやっぱりそこに対して何らかのそういうものを考えていくということも、やっぱり私は大事だと思うんです。だから、それが駐車料金になるというのか、一定のそういうボーナスへ配慮するというのか、そういうものも職員の仕事に意欲をやっぱり持っていただくということが必要ですし、今テレビで報道されておりますように、民間でも、やっぱり定昇ということが現実味を帯びて報道もされておるわけですから、やはりそういう点も十分話し合いの中でもちろんすべきことでありますけれども、やっぱり一番肝心なのは町長の意向を受けて仕事をしてもらう職員でございますので、いつも暗い暗い顔をしているようでは、これ住民もどうやということになるわけですので、やっぱりそういうことの激励もしながら、やっぱり職員がしっかり仕事ができるということが大事だという、そういう点から私はしっかりその辺を考えていくべきだというふうに思いますので、改めてちょっとその点伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 先ほど申し上げたとおりでございまして、そうしたことも含めて職員の皆さんにも現状を十分理解していただいた上で職務に精励をいただきたいというふうに考えておるわけでございまして、そういう面で組合の要求に対しまして行政としてできる範囲の中で、先ほど申し上げましたようなごく少額ではございますけれども、できる限りのこちらの誠意も示させていただく中でご理解を求めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

反対討論を許可します。10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま上程になっております議案第16号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

今回提案されている条例案は、職員の給与にかかわる改正で給料表を国に準じて8級から6級制に改正し、また昇給時期の改正などであります。これによりますと40歳以上になれば現行の給料と新しい給料表では大きな差が出てくることが明らかになっております。職

員の年齢が高くなれば現行支給給与と新給料との差額は加算措置が講じられることになっておりますが、１８歳から６０歳までの４２年間働いた生涯支給額は１，５００万もの受け取る額に差が出るということも明らかになっております。

今回の職員の給料表が職員の給与を抑制するためのものでありまして、特に今回の改正で職員の昇給を勤務成績良好な職員には昇給に格差をつける査定方式などとも言われておりますが、住民への公僕として求められる住民サービスを担う職員へはそういうものはなじまないという点も指摘しておきたいと思います。

また、職員の代表である職員組合との合意を最優先すべくことであります。お金がないから仕方がないではなく、合意を求めて十分な話し合い、合意の上で提案すべきであると点も指摘をいたしまして反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 次に原案賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより、議案第１６号を採決します。

議案第１６号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第１６号は、原案のとおり可決されました。

《日程第１６、議案第１７号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第１６、議案第１７号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

１０番、山田君。

○１０番（山田 均君） 担当課長に１点お尋ねしたいんですが、提案になっております条例の新旧対照表で見ますと、これまでは給料の１００分の１５以内ということになっておったんですが、今度の新しい給料表との違いですね、どういように理解をするのか、全くかわらないということ。そのうちの１００分の５を減額すると、こういう解釈でよいのかどうか。それから平均すると、これ給料に基づく１００分の１５ということになりますので、どれぐ

らの平均するとこの減額になるのか、その点もあわせて伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 管理職の手当の額でございますけども、条例の本則では従来と変わらないということでございます。附則で先ほど話がございましたように100分の5を減額するという形になります。

それから、新旧対照表の中で表現が変わっておりますのは、先ほど話が出ております差額の分を含めた給与の計算をするというようなことでございます。

それから、もう一つの金額の件でございますけども、個々には出しておりませんが総額では1年間で予定では70万9,791円減額になるという計算を求めています。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 総額でわかっておればそれぞれ一人当たり何ぼというのは、これ当然管理職で割れば出るんじゃないかと思うんですけども、1カ月当たりの管理職手当の平均が例えば5万やったら5万なのか、7万なのか、そうはならんとは思いますが、その0.5%で月大体どれぐらいという点について伺っておきたい。総額では今70万9,000円というのは聞きましたけども、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 今手元に一人一人の平均を出したものでございまして申しわけございませんけども、月でいきますと5万9,000円ということでございますね。管理職で、それを管理職数で割ると一人当たりの減額数が出てくるということでございますが、管理職も課長と、それから参事給とでは額が若干異なりますので、その辺でちょっと数字が今手元にございまして申しわけございません。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより、議案第17号を採決します。

議案第17号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第１７号は、原案のとおり可決されました。

《日程第１７、議案第１８号 京丹波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第１７、議案第１８号 京丹波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第１８号を採決します。

議案第１８号 京丹波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第１８号は、原案のとおり可決されました。

《日程第１８、議案第１９号 京丹波町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第１８、議案第１９号 京丹波町水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

１０番、山田君。

○１０番（山田 均君） 今回提案になっています条例の一部改正で、いわゆる美山町が南但市ということの変更であるわけですが、京丹波町として大野ダムへ給水していると、それがその番地だということの説明もあったんですが、あの周辺は最近いろんなイベント等もやられておるわけですし、また公衆用のトイレもできたり、店もあるわけでございますけど、あくまでもこれは大野ダムだけへ給水しておるということなのか、ああいう店やとかトイレなどについては、美山町から給水されておるのかどうか、その辺わかっておれば、お尋ねしときたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） ただいまのご質問ですけれども、大野ダムの施設の中へ給水をしておりますのは、管理事務所と、ビジターセンターという建物があるんですけれども、その

ビジターセンターと、ダムの下に大野発電所がございまして、その三つの施設へ給水をして
おります。ただいまありましたトイレとか公園の方には給水をしておりません。

以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより議案第１９号を採決します。

議案第１９号 京丹波町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第１９号は、原案のとおり可決されました。

《日程第１９、議案第２０号 京丹波町奨学基金条例を廃止する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第１９、議案第２０号 京丹波町奨学基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第２０号を採決します。

議案第２０号 京丹波町奨学基金条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第２０号は、原案のとおり可決されました。

《日程第２０、議案第２１号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の策定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第２１、議案第２１号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） まずお尋ねしておきたいのは、いろんな事業等についても、一定参考資料等でも入ってきておるわけですが、具体的にはそういった事業計画は、どういう基準で事業計画、この過疎計画の中に入っておるのかというのが一つと、それから当然この過疎計画の中で、いわゆる工期5年の事業等が入っておるわけですから、まちづくりの基本になります人口の問題ですね、これはあくまでもこれまでの推移ということであるわけですが、そういう考え方は本来必要であると、その目標に向かってまちづくりを進めていくということだと思っておりますが、その辺の考え方はどうなのか、ちょっと基本的なことで伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 山田議員さんからのご質問でございますが、最初の、具体的な事業計画をどのようにしてここで定めて、計画の中に取り入れ込んだのかというようなご質問でございました。

これにつきましては、既に瑞穂、和知等につきましては過疎計画も樹立されたおりました、その中に事業計画の方も定まっております。

丹波につきましては、重要な事業ということで、それぞれ調査をさせていただいております、この中で各担当の課のところに照会をさせていただきまして、最終的にこの計画で今回の計画として計上させていただくのが問題ないかというようなことで協議をさせていただきまして、その事業をそれぞれ取り込みをさせていただきました。

よって、一部瑞穂、それから和知の計画につきましても、見直しを検討させていただいての計画というふうにさせていただいております。

それから、まちづくりの人口でございますが、まちづくりの人口につきましては、それぞれ、今まで公的な調査ということで国勢調査等々が行われておりました、その数値の方を用いさせていただいております。これの推移を検討させていただきながら、今後の計画の方を定めていくように検討をかけていくということでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねしておきたいと思うんですが、いわゆる過疎地域の自立促進でございますので、一定期間の間に人口や、そういう指数といいますか、そういうも

のが、いわゆる過疎と言われるとこに当てはまるとということで、その適用を受けるということになっとなんですが、本来はこれの施策を使って過疎からの脱却ということが、これが大前提だと思うんですけども、そういうことから考えますと、いろんなこういう事業というものを、もちろん取り組んでいくということと同時に、先ほど申し上げました、その目標の、例えば人口ですね、どこに設定するのかと。

これでいきますと、どんどん下がっていきよるわけですけども、一つ水の問題を見ても、これはまあまちづくりの上で必要やということになっとなんですけども、これも人口とのかかわりなんで、非常に大きいわけですね。旧丹波と瑞穂で1万9,000人という設定で、そして水が必要という前提に立つとるわけでございますから、まちづくりの上でそういうものがしっかり位置づけられて、その目標に向かってこういうものが必要やと、こういうことに当然なろうと思うんですけども、そういう面ではこの過疎計画の中ではそういうものが足りないかもしれませんが、まちづくりの基本となる人口設定というものは、全然ここからは見えてこないんですけども、それはどういうようにまずは考えておられるのかということ。

また、今もありましたように、それぞれの課からあがってチェックしたということなんですが、この過疎計画の中で一番基本とすべきですね、まちづくりの中心は何を据えようとされとんのか。言われておりますケーブルテレビということは言われてますけども、しかしそれはあくまでも一つの事業でございまして、やはり基本をどこに据えるかと、地域の特色あるまちづくりということも言われておるわけでございますから、この上ある過疎計画の中に、そういうものはどこで示しておられるのか、その点について伺っておきたいと。

見ておりますと、大体现状をここで書いておるということに、非常になっとなというふうに思うんですけども、新しいまちづくりの方向というのをどういう形で示していくかということも非常に大事やと思うんですけども、その辺についての考え方を伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） まさしくこの計画によりまして、私ども京丹波町をスタートさせたわけでございますが、全域が過疎地域ということになったわけございまして、希望といたしましては、この過疎から脱却をしながら、新たな希望の持てる将来を見い出していくということになろうかというふうに思っております、人口の推移の見方等につきましても、そこには、今この中でもお示しをさせていただいておりますように、それぞれの施策を展開する中で、現状よりは人口増を見込めるという形の中で、それぞれの計画を立てさせていただくところでございます。

基本的には、先ほども課長が説明いたしましたように、今日まで、それぞれ旧町で過疎地域指定を受けられております中で計画を立てられておりましたものは基本的に尊重させていただきまして、そのことが計画どおり遂行されますことによって脱却できるということと確信をいたしておりますし、また全体から見ましても、今ここに掲げておりますものを忠実に、計画的に遂行していくことによって、どれだけこのお金の中で現実のものとしながら、新たな展開ができるようにという思いで掲げさせていただいたところでございます。

非常に財政的にも厳しい状況ではありますが、このことを、この計画をもとにしながら全力で取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、その中から、この京丹波町の新たなまちづくり、そうしたものにつなげてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論は、初めに原案反対者の発言を許可します。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま上程されております議案第21号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の策定について、反対の立場から討論を行います。

今回提案されております京丹波町過疎地域自立促進市町村計画は、京丹波町全体が、過疎地域自立促進特別措置法に基づき過疎地域に指定されたことにより策定するものでありますが、本来町の策定した総合振興計画に基づき具体化すべきものでありますが、京丹波町としては定まっていなかったために、旧町の振興計画から事業が取り上げられているようで、見直すべき大型公共事業も含まれており、新しい町として出発した京丹波町として、特色あるまちづくりとして必要な事業を精査し、事業を取り上げるべきであります。

また、過疎計画の基本となる将来人口目標もはっきりさせることが基本でありますし、そうした目標をしっかりと置くということが基本だと考えます。

そういう点では、まちづくりの方向もないまま、過疎計画がされてるというように言わざるを得ません。合併をして時間がないから、とりあえずの計画では、何のための合併であったのかが問われます。新町まちづくり計画の中で、当然過疎指定は明らかであったわけでありまして、そうした将来の方向をしっかりと示すべき責任があったということも強く指摘するものであります。

町長が公約をされております「住民参加のまちづくり」と考えましても、その点から大きくかけ離れているということも指摘をして、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 次に、原案賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより議案第21号を採決します。

議案第21号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の策定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

《日程第21、議案第22号 町道の廃止及び認定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第21、議案第22号 町道の廃止及び認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですが、今回提案になっております町道の廃止及び認定については、提案理由の中にもありますように、府営中山間の総合整備事業により引き渡しを受けた農道を町道として管理をするということになっておるわけですが、旧和知の場合には、町道を農道に変更して、そしてこういった総合整備事業で開始をするというふうなやり方がとられておるようでございますけども、その一つとして、これが新たに変更ということになっておると思うんですが、提案になってますこの以外にもですね、まだそういった農道として整備をして、町道としてまた管理をするというふうな、そういう路線もあるのかどうか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 岩田土木建築課長。

○土木建築課長（岩田恵一君） ただいまのご質問でございますが、大きなものはこの升谷なり、和知トンネルから市場へ抜ける道路が主なものでございますが、私がちょっと掌握する部分では、一部ちょっと安栖里も1件程度あるように聞いておりますが、今詳しくは、ちょっと今掌握しておりませんので、申しわけないんですが、主なものは地区に集約されていたというふうに私は聞いております。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論を終結します。

これより議案第22号を採決します。

議案第22号 町道の廃止及び認定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

《日程第22、議案第23号 京都中部広域消防組合規約の変更について》

○議長(岡本 勇君) 日程第22、議案第23号 京都中部広域消防組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第23号を採決します。

議案第23号 京都中部広域消防組合規約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決いたしました。

《日程第23、議案第42号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第23、議案第42号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

初めに、原案反対者の発言を許可します。

3番、東さん。

○3番（東まさ子君） 議案第42号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

介護保険は、平成18年4月1日から改正介護保険法が施行され、介護保険の制度が大幅に改定されます。制度改定の中身として、昨年10月からこれまで、介護保険の対象とされてきた食費や介護施設の居住費が、介護保険の対象外になりました。

相部屋で1万円、個室は3.5万円から6万円と大幅な負担増となりました。食費は1日1,380円で、月4万2,000円と、施設利用者1人当たり年間平均39万円と、大幅に負担がふえました。

また、新予防給付が導入され、要介護認定で要支援1と要支援2と認定された人は、これまでのサービスではなく、新予防給付のサービスしか利用できなくなります。

さらに、これまで一般施策として行われてきた高齢者の保健福祉事業を、地域支援事業として介護保険で行うことにしました。この保健福祉事業はすべて公費で賄われてきたので、地域支援事業の創設によって国の負担は減り、その分だけ介護保険料の値上げになります。

また、地域支援事業を充実すると、介護保険料が値上げになる問題があります。

また、今後3年間の施設利用については、認定者の37%以下にすることとの国の指針が示されておりまして、現在京丹波町で60名おられる施設の待機者にとっては、希望のない、そういう介護保険制度であります。

今議会に、18年度から20年度までの3年間の第1号保険料が、介護保険事業計画の見直しに基づいて改定されます。合併協議会の調整内容に基づいて、今後3年間は旧町ごとの保険料が設定され、旧丹波町は4,703円、瑞穂町は3,506円、和知は4,471円となりましたが、3町とも大幅な値上げです。高齢者の負担は限界であり、保険料の値上げを抑えることは重大な課題となっております。

まず第一に、介護保険への国の負担は、給付費の25%とされておりますが、このうち5%は調整交付金となっております。国庫負担割合を5%引き上げ、30%にするよう国に求めることが重要であります。

介護保険では、保険者は京丹波町であり、独自の負担軽減制度の実施などの対応が可能であり、必要となっております。

借金を抱えている旧丹波町の償還期間を3年間から6年へと延長すること、一般会計からの繰り入れも含め考えること、さらには3年後の統一料金になることを踏まえ、引き上げの縮減などの必要性を指摘をいたしまして、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 次に、原案賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより議案第４２号を採決します。

議案第４２号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第４２号は、原案のとおり可決されました。

《日程第２４、議案第４３号 平成１７年度フォレスト・コミュニティ総合整備事業森林管理道峰線（第１工区）開設工事請負契約の変更について》

○議長（岡本 勇君） 日程第２４、議案第４３号 平成１７年度フォレスト・コミュニティ総合整備事業森林管理道峰線（第１工区）開設工事請負契約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

１０番、山田君。

○１０番（山田 均君） 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、今回提案になります内容は、契約金額の変更と期間の変更でございます。

ことは確かに豪雪といいますか、雪も多かったわけでございますけども、具体的には工事の進捗状況ですね、これはどうであったのか、いわゆる契約をしたのはいつであったのかと。工期というのはもちろんあるわけでございますけども、当然雪というのは想定されて、工事も発注をされておるといふふうに思うんですけども、その辺は３カ月という、延長ということになっとなんですが、どういう状況であったのか、現時点の進捗状況もどうなのか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 議員さんの質問ですが、当初から想定はできる部分もございましたが、何分今期の豪雪ということで、工期を延長せざるを得なかったということでございます。

手元に資料を持ち合わせてないんで申しわけないんですけども、第１工区におきましては、９月の中旬、それと第２工区につきましては８月の中旬ごろに契約されて着工されたという

ことを聞いておりますが、詳細につきましては、また連絡させていただきます。

進捗状況につきましても、後日、後ほど連絡させていただきます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 契約の期日とかいうのはね、確かに合併前のことでございますので、それは当然、資料が別にあると言われても仕方がないんですが、進捗状況というのは非常に、今回提案になっておる契約期間を延長するとか、もちろん金額を増額するとかということのかかわりが非常に大きいわけですね。

実際、9月に契約して、例えばですよ、半分も行ってへんかったら、どんな工事しとったんやということになるわけですし、雪以前の問題ということにもなるわけですし、大方できておると、7割方でできておるということで雪が来たとか、そういうことであれば一定理解できますが、この進捗状況については、当然ちょっと答弁をいただかんとやね、この提案になっておる契約変更にかかわりがあるということでございますので、その点についてはちょっと答弁を求めたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 工期的な部分につきましては、第1工区が45%、それから第2工区につきましては60%ということで確認をしております。

金額的なことにつきましては、再度調査いたします。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今、45%なり60%という工事の進捗状況を説明受けたんですが、それはこの契約といいますか、変更される、この3月13日、今時点なのか、確認された時期の状況なんですけども、判断をされた、この45%というのは現時点なのか、いわゆる雪が降る前のことなのか、ちょっとその辺、確認しておきます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 確認した時期につきましては、2月中旬ごろでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより議案第43号を採決します。

議案第４３号 平成１７年度フォレスト・コミュニティ総合整備事業森林管理道峰線（第１工区）開設工事請負契約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第４３号は、原案のとおり可決されました。

《日程第２５、議案第４４号 平成１７年度フォレスト・コミュニティ総合整備事業森林管理道峰線（第２工区）開設工事請負契約の変更について》

○議長（岡本 勇君） 日程第２５、議案第４４号 平成１７年度フォレスト・コミュニティ総合整備事業森林管理道峰線（第２工区）開設工事請負契約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第４４号を採決します。

議案第４４号 平成１７年度フォレスト・コミュニティ総合整備事業森林管理道峰線（第２工区）開設工事請負契約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第４４号は、原案のとおり可決されました。

《日程第２６、議案第４５号 平成１７年度町単独事業須川橋改良工事請負契約の変更について》

○議長（岡本 勇君） 日程第２６、議案第４５号 平成１７年度町単独事業須川橋改良工事請負契約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

８番、小田君。

○８番（小田耕治君） 工期の関係なんですけども、工期延長の理由が橋台のコンクリート量

の増、あるいは流量の増ということで、土のうの追加の工事等があって工期が延長されたという説明だったというふうに思うんですけども、最終、これ１年間工期が延びるという形になるんですけども、この橋につきましては、地元の方の生活用の道路ということで、かなり使用頻度の高い道路といえますか、橋であったということで、これはやっぱり地元の方に工期変更ということの説明が必要ではないかということと、それともう１点、漁協との関連があるということで、工事が確実に夏の間中断するということになると思うんですけども、この辺のところ、現在の状態のままで中断をして、秋以降工事になるということになるのか、あるいは、何らかの形態変更した形で工事着工まで置くという形になるのか、お尋ねします。

○議長（岡本 勇君） 岩田土木建築課長。

○土木建築課長（岩田恵一君） お答えをいたします。

工期の変更の理由につきましては、今議員さんおっしゃいましたように、下部工の施工をするのに流量が多過ぎて締め切りができないというようなことがまず第１点でございますし、そのために、今回増額等もお願いしておるわけでございますが、それから６月に入りますと、６月から１０月の区間につきましては、出水期ということで河川工事ができないというようなことも一つの理由にあります。

また、今議員さんからありましたように、漁協との関係もしっかりでございます。

そういったことも含めまして、大変１年間という長い期間、延長させていただくということになるんですけども、実際かかりますのが秋以降ということになりますので、少し余裕も見せていただいて、来年の３月いっぱいということにさせていただきたいなというふうに思っております。

それと同時に、この路線につきましては、私も現場に、昨年説明会のときもあったんですけども、大変ご利用いただく頻度が多いということも承知しておりますし、当然地元坂原区を中心に、地元の皆様にはこういった延びた理由等も十分説明をさせていただいて、理解を求めていきたいなというふうに思っております。

できる限り早期に完成をしたいということでございますが、今回お願いしています件等も含めまして、ご議決いただきましたら、速やかに対応してまいりたいというふうに思っておりますし、状況としては、今のままで置かざるを得んやろなというふうに思っているのが現状でございます。

一部仮設を業者の方でやっていただいておりますが、この状況の中で秋まで置きまして、その後本格的な工事着手ということになるのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私も、この契約変更についてお尋ねしておきたいんですが、今ありましたように、地元の方の利用というのは非常に多いということ、また道の駅へ行くためにも便利な道であったわけでございます。

そういう面では、今の看板、いわゆる通行どめという形になっておるんですが、1年余り工期を延長するということになると、そういう、改めて告示板とか、そういうものをきつとすることが必要ではないかと思うんですが、また迂回を、地元以外の方が来た場合には、あっち回って、あっちというか、迂回路を示すとか、そういったちょっと親切丁寧な対応も必要ではないかと思うんですけども、その辺の考え方はどのように考えておられるのか、お尋ねしておきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 岩田土木建築課長。

○土木建築課長（岩田恵一君） 議員さんおっしゃいますように、地元の方はもちろんでございますが、交流をされる方、地元の方以外の方についてもあるというふうに存じておりますし、事前に予告看板を出すなど、また27号の方から来ますと、道の駅の横、今完全封鎖というか、しておるわけですが、そこに看板等を設置いたしまして、十分理解ができるような看板等の設置もしてまいりたいというふうに思ってますし、旧道の方につきましても、現在封鎖している状況にございますが、そこにもそうした看板等、十分周知できるようなものを設置して、理解していただきますように案内をしていきたいというふうに思ってますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっともう1点、お尋ねしておきたいと思うんですが、いわゆる今やっております工事の下流に、一応この施設ということになっておりますが、一定護岸を使った、いわゆる公園のようなものがあるわけでございますけども、そこへの侵入というのは、いわゆる左岸側から入っていくということになるのではないかと思うんですけども、そういう危険度の問題も、橋があればそこへ行くというのと、右側の川沿い行くと、道の下行くということじゃないかと思うんですけど、その辺の問題はないのかどうか。

これは町の管理するテニスコートや、あちら側から入ってくるということになるのか、ちょっとその辺についてもう一度伺っておきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 岩田土木建築課長。

○土木建築課長（岩田恵一君） 議員さんおっしゃいましたように、23号台風で下流の府の施設も被災を受けまして、ようやく復旧を見たというようなことでございまして、その利用

についての進入路でございますが、下流から侵入できるようなことになっておりますので、それについては須川橋のどこから、これまでであったというふうに思いますけども、下流から侵入できますので、問題はないというふうに思っています。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより議案第４５号を採決します。

議案第４５号 平成１７年度町単独事業須川橋改良工事請負契約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第４５号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。時間は１時３０分までといたします。

議員諸君にお願いがございます。１時より全員協議会を隣の室で行いますので、よろしくお願いいたします。１時から始めます。

休憩 午後 ０時００分

再開 午後 １時３５分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第２７、議案第２６号 平成１８年度京丹波町一般会計予算～

日程第４２、議案第４１号 平成１８年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算》

○議長（岡本 勇君） 日程第２７、議案第２６号 平成１８年度京丹波町一般会計予算から、日程第４２、議案第１号 平成１８年度 京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算までを一括議題といたします。

１６件について、予算特別委員長の報告を求めます。

１６番 野口委員長。

○１６番（野口久之君） それでは報告いたします。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件と審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第７７条の規定により報告いたします。

事件の番号、件名、審査結果の順に申し上げます。

議案第 26 号 平成 18 年度京丹波町一般会計予算 原案可決。
議案第 27 号 平成 18 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算 原案可決。
議案第 28 号 平成 18 年度京丹波町老人保健特別会計予算 原案可決。
議案第 29 号 平成 18 年度 京丹波町介護保険事業特別会計予算 原案可決。
議案第 30 号 平成 18 年度京丹波町水道事業特別会計予算 原案可決。
議案第 31 号 平成 18 年度京丹波町下水道事業特別会計予算 原案可決。
議案第 32 号 平成 18 年度京丹波町土地取得特別会計予算 原案可決。
議案第 33 号 平成 18 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算 原案可決。
議案第 34 号 平成 18 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算 原案可決。
議案第 35 号 平成 18 年度京丹波町須知第 3 区特別会計予算 原案可決。
議案第 36 号 平成 18 年度京丹波町高原財産区特別会計予算 原案可決。
議案第 37 号 平成 18 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算 原案可決。
議案第 38 号 平成 18 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算 原案可決。
議案第 39 号 平成 18 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算 原案可決。
議案第 40 号 平成 18 年度京丹波町質美財産区特別会計予算 原案可決。
議案第 41 号 平成 18 年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算 原案可決。
以上。

○議長（岡本 勇君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を行います。

議案第 26 号 平成 18 年度京丹波町一般会計予算の討論を行います。

最初に原案反対者の発言を許可します。

6 番 坂本さん。

○6 番（坂本美智代君） ただいま提案をされました議案第 26 号 平成 18 年度京丹波町一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

今回提案をされました予算は合併後の京丹波町として松原町長の挙げられていた公約をどのように組み入れた予算であるのか住民にとっては新しいまちづくりにきたいと不安を持っております。町長のまちづくりの基本姿勢として、町域の均衡ある発展と特色あるまちづくり、住民参加のまちづくりを進めたいとの方針を述べられております。今回出されています予算を見ますと、旧 3 町の出された事業を引き継いだものがほとんどを占めています。町長の公約でもあり、住民の強い要望でもありましたバス路線の再編や特別職の給与と賞与、ま

た管理職手当の減額については一定の評価はするものの、財政難を理由に旧町独自で行っていた住民に身近な施策が見直され、それにより住民のサービス低下や負担増となり、住民からは合併してひとつもよいことがないという声を多く聞きます。町長は施政方針で事業の見直しを言われておりますが、本当に早急に必要な事業であるのか、今、住民にとって必要な事業は何なのか、再検討すべきであります。

また住民参加のまちづくりを推進するため、町民の皆さんとの対話を大切にと言われておりますが、1月に一方的に出されました質美保育所の廃園の件は、地元住民との話し合いなしで進められようとしていました。こうしたことは行政と町民との信頼関係、協働関係に基づく住民参加のまちづくりとはかけ離れたものであります。

またこれまで旧町で行われておりました不要不急の大型公共事業を見直し、納涼大会、夏祭、花火大会、丹波高原ロードレースなどのイベントを続けるために、町としてどう支援をし、援助するのかが見えてきません。特色あるまちづくりの一つとしても続けていくべきと考えます。町長の言われる本町の特色あるまちづくりとしてはどんなものなのか、この予算では見えてこない点を指摘いたしまして、討論いたします。

○議長（岡本 勇君） 原案賛成者の発言を許可します。

9番 畠中君。

○9番（畠中 勉君） 京丹波町初の通年予算となりました平成18年度一般会計予算について私は賛成の立場から討論いたします。

平成18年度の一般会計予算は限られた財源の中、均衡ある京丹波町の発展のため、旧町の継続事業を大切に、進めることを基本としています。全町域的には情報システムの構築、交通の網整備、さらに小学生の犯罪防止対策など時代の変化に対応した積極的な予算であると認識をしています。

歳出におきましては、京丹波町の均衡ある行政基盤の整備を促進するため、早急に取り組まなければならない経費として総合計画策定に684万円、地域防災計画の策定に470万円、CATV策定に324万円、また全町域での新たな町営バスの運行に伴う経費などに3,651万円が計上されています。また、合併後の町の振興のため、基金造成に1億円、学校防犯カメラの設置に720万円を計上されるなど、将来にわたる財政負担の軽減と喫緊の課題である児童・生徒の安全の確保を図る配慮がされております。

また引き続き、継続して実施すべき農林業基盤の整備では、農業地整備事業に1億6,660万円や農業集落道整備に1億8,800万円をはじめ、道路整備事業の促進に4億9,925万円、ダム関連対策事業4,386万円、三ノ宮住宅団地の9,100万円などの経

費が計上をされております。また自治の基本は住民自治であるとの観点から、住民自治組織構築の調査費や地域包括支援センターの設置、少子化対策、保健事業の充実を図るなど、住民生活にかかわる課題への速やかな対応と方向づけを明らかにされた予算であります。

国の地方財政対策では、地方交付税や臨時財政対策債の減額が１兆３，１００億円、地方単独事業の２兆円減額など厳しい内容となっていますが、机上の計算では一般財源総額が確保されたと言われておりますが、地方税が脆弱な本町の場合、財政基盤の確立は急務であります。

歳入では、一般財源の不足を補う財政調整基金の繰り入れが３億８，９２４万円計上されております。今後におきましては、基金の留保をしつつ、財源を確保しなければなりません。また新町の均衡ある発展を目指し、行政施策のあり方など課題があります。特に各種団体への補助金やイベントの経費、人件費の抑制など十分な分析と検討をお願いしておきます。

平成１８年度一般会計予算に計上された諸施策が行政基盤の強化という課題を含みつつ、１７年度に引き続き旧町での課題事業や施設の完了を目指すとともに、京丹波町の発展、課題に向けた方向性と姿勢を明らかにされ、新たなまちづくり施策を具体化していく重要な予算であることを認識いたし、賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

１０番 山田君。

○１０番（山田 均君） ただいま上程になっております議案第２６号 京丹波町一般会計歳入歳出予算に反対の立場から討論を行います。

今回提案されております京丹波町一般会計予算は、１００億２，８００万円の予算で、合併後の京丹波町としての初めての予算であります。合併によって福祉などの身近な制度がどうなるかなど、住民が合併の不安と期待を持って注目をしている予算でもあります。また松原町政の本格的な予算として、まちづくりの方向がどう示されるのか、公約をどう具体化されるのか、新しいまちづくりの特色がどう打ち出されるのかなど、注目をされた予算であったと考えます。今回提案された予算案はバス路線の全町への実施、また防犯カメラの導入など住民の期待に応えようとするものもありますが、全体としては旧町からの事業の継続、引き継ぎ、そしてか片方では財政難を理由に旧独自の制度は見直し、さらに住民への負担で合併後のまちづくりを進めようというように考えられます。

町長はまちづくりへの取り組みについて常に新たな展開と改革を求め町民の福祉の向上と財政難の克服、自治能力の向上、総合的な行政力の展開、特色あるまちづくりなどを掲げておられますが、今求められているのは旧町での大型公共事業を一つ一つ見直しを行い、住民

にとって本当に今必要なのかどうかチェックをし、再検討することです。大型事業などは最優先すべきものか必要なものを科学的な根拠を明らかにして検討することです。例えば、ダム事業、都市公園、道路新設工事や、また森林管理道路、旧町で2つ目になる国道9号の道の駅など、現地現場も確認をして勇気と奮起をもって判断すべきです。

そうした見直し抜きで一方的に保育所の廃園を押しついたり、補助金の打ち切り、福祉策の後退などを合併によって一方的に進めるやり方は対応を大切にするとかを打ち出されている住民参加のまちづくりとは大きくかけ離れている点を指摘するものであります。

また総合開発計画審議会やそのあり方、さらには地域医療対策審議会についても、病院や診療所を支えてきた地域の人や利用者、代表者など、幅広い住民参加を保有し、どうして医療機関を維持発展させていくのかを基本に住民参加で議論すべきです。

そしてまた今ほど平和の問題が大事なことはありません。平和であってこそ住民は安心して暮らせるものと考えます。地方自治体は何よりも基本にすべき視点であります。町長は、自分は平和者だと言われました。しかし憲法9条守るべきとの問いに、明確な答弁を避けられました。憲法9条を改正し、海外での武力行使を容認したり、戦争を認める立場と平和主義者とは相いれない点も指摘し、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論ありませんか。

13番 篠塚君。

○13番（篠塚信太郎君） 私は平成18年度一般会計予算について賛成の立場から討論を行います。

平成18年度一般会計予算は、財政状況が極めて厳しい中、合併後の課題解消を図り一体性のあるまちづくりに向け、町営バス路線の再編を行うバス特別会計への繰り出しに3,651万円、ケーブルテレビによる地域情報基盤の一元化に向けた計画策定に324万円などが計画されております。また京丹波町発展の基盤となる普通建設事業費として道路新設工事に4億9,9254万円など、14億3,600万円余りが計上されております。さらに少子化対策として、すこやか子育て医療費助成事業に3,368万円、保健福祉農林教育関係事業など全般にわたり必要かつ適切な予算が計上されております。

平成18年度一般会計予算は新町まちづくり計画に基づき「丹波高原につつまれ、人の交流・連携で築くぬくもりと躍動のあるまち」の実現を目指した積極的な予算であることを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかにありませんか。

これで討論を終結します。

これより議案第２６号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第２６号「平成１８年度京丹波町一般会計予算」は、委員長報告のとおり決定すること
に賛成の方は起立願います。

(多数 挙手)

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、議案第２６号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２７号 平成１８年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に原案反対者の発言を許可します。

○議長（岡本 勇君） ３番、東さん。

○３番（東まさ子君） 議案第２７号 平成１８年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
に対する反対討論を行います。

平成１８年度庶民増税や年金の目減りなど所得が減る中で新町の平成１８年度の新しい国民健康保険の予算が提案されました。１８年度予算は合併した新町として少しでも負担を軽くするのが重要だと思っております。税条例の反対討論でも述べまして若干重複もいたしますが、私の思いを述べておきます。

平成１８年度の京丹波町保険税率は、医療が所得割６．５％、資産割２５．５％、均等割が２０．５％、平等割１６．５％、介護が１．０％、資産割が５．９％、均等割が５，８００円、平等割が３，３００円、もとい医療の均等割が２万５００円であります。平等割は１万６，５００円であります。訂正をいたします。こういう税率が設定をされました。そして療養諸費、高額療養費の支出をそれぞれ１０億３，５８８万円、そして高額療養費を１億１，５６０万円、合計１１億５，１４８万円と見積もっておりまして、これは１７年度の最終見込みよりも６，８１８万円多くなっているところであります。１８年度の保険税は一人当たり５万６，１８２円となっておりまして、前年度比６０４円下がっております。しかし私は今回１億７，０００万円の基金を取り崩している状況を見た場合に、和知並みの５万３，７２１円まで下げることができると思っております。

被保険者は８，０３２人ですが、和知並みに税率を下げますと不足額が２，４６２万円となります。１８年度の医療費を６，８１０万円と見込み、和知並みの５万３，７２１円に保険税を設定いたしますと、１８年度も基金を５，０００万円取り崩し、医療費増の分の保険税が負担しなくてはならない医療費増分の半分３，４０５万円と引き下げによる不足

額 2, 462 万円の合計 1 億 867 万円あれば和知並みの保険料にすることが可能であります。1 億 7, 000 万円基金取り崩し予定しているのであれば、ぜひとも会計上からも和知並みの保険料設定をすることが可能だと思っております。

また、今、国民健康保険を払えない、保険税を払えない滞納世帯が全国で 470 万世帯、国保加入者の約 19% がそういう状況になっています。短期保険証の発行は 107 万 2, 429 世帯、また資格証明書の発行は 31 万 9, 326 世帯で、前年度より 3.3 倍に急増していることが厚労省の調査でわかりました。

国民健康保険制度は国民皆保険体制が確立され、だれでも保険証さえあれば医療を受けられる権利を保障する社会保障としてできたものでありますが、今それが崩れてきております。所得が低くなり国保税が高すぎて払えない状況だからこそ、住民が健康を維持するために自治体の温かい施策が必要であります。

本町においても申請減免の用紙なども窓口においてそうした温かい対応をするべきではないかと考えます。また高額医療費の貸付事業についても、国保連合会の同様の制度があるということで合併時に廃止となりましたが、安心して医療にかかれるように、高額の当座の一部負担金について貸付利用しやすい、こうした高額医療費の貸付制度などの復活なども幅広く考えることも提案をいたしまして、反対討論といたします。

以上であります。

○議長（岡本 勇君） 次に原案賛成者の発言を許します。

11 番 藤田君。

○11 番（藤田正夫君） 私は議案第 27 号 平成 18 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算を定めるについて賛成の立場から討論を行います。

まず事業勘定分ではありますが、国民健康保険は国民皆保険体制の基盤となる制度として国民医療を根底で支えるものであり、被保険者の疾病負傷または出産等に関して必要な保険給付を行うものであります。平成 18 年度の京丹波町国民健康保険事業特別会計予算は、医療給付等の動向を見極めつつ国民健康保険法の規定により給付と負担の公平を目的に、国民健康保険税と国保支出金等を主な財源としております。また一般会計からの保険基盤安定繰入金、国保財政安定化支援事業繰入金、健康管理センター事業繰入金など、総額で 1 億 880 万円余りが繰り入れられており、健全財政への配慮が見受けられます。特に平成 18 年度は合併協に基づき賦課方式を国民健康保険税に町内統一化する必要がある、旧町の中にあっては税率の変化により大きな負担増が懸念されるところであります。しかし、合併協議結果を踏襲し被保険者一人当たりの保険税も 5 万 6, 000 円余りと試算され激変緩和措置がとられて

おります。したがって国保運営基金の取り崩し額が予算上１億７，１００万円余りの計上をされておりますが、やむを得ないものと判断をいたします。

事情内容を見ますと、疾病予防として人間ドッグ事業、保健事業として保健指導、保健教育事業なども盛り込まれており、現状の国保事業の置かれている厳しい財政環境ではありますが、健全な予算であり、賛意を表するものであります。

次に質美診療所勘定、和知診療所勘定及び和知歯科診療所勘定分でありますか、診療所の運営につきましては医師不足、診療報酬の改定等により厳しさを増しております。診療所勘定への一般会計からの繰入金は３施設で合計８，２８０万円余りとなっておりますが、住民が安心して利用できる地域医療施設の充実は必要であります。今後より一層の安定した運営と良質な医療提供を要望し、賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終結します。

これより議案第２７号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第２７号 平成１８年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、議案第２７号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２８号 平成１８年度京丹波町老人保健特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第２８号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第２８号 平成１８年度京丹波町老人保健特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第２８号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２９号 平成１８年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に原案反対者の発言を許可します。

3番 東さん。

○3番（東まさ子君） それでは議案第29号 平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について反対の立場から討論を行います。

厚生労働省は2015年に向けて戦後ベビーブームの世代が高齢期を迎えてその10年後には高齢者人口がピークに達する急速な高齢化の時期が来る、このように言っております。また高齢者独居世帯の増加や痴呆性高齢者の増加、将来にこういうことか起こるといふような展望を示しているところであります。こうした現状は早急に改革が必要であります、政府が取ったそういう施策はますます介護をしにくくするような、そういう中身になっております。平成18年4月1日から改正介護保険法が施行をされます。その中身は介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての中身でも言いましたが、居住費や食費を介護保険の対象外として年間一人当たり平均39万円と、大幅に負担を増やす、そういう内容のことを進めようとしております。

また新予防給付などの導入で、これまでよりもサービスを受けにくくするような中身にもなっておりますし、前回住民の皆様にご要望されておりました、「みんなおいデイ」という事業は介護保険で実施をされることに予算化されておりますけれども、こうしたこれまで一般施策で行ってきた高齢者の皆さん方の保健福祉事業を、地域支援事業として介護保険で行うことになり、このことによって国の負担が減って、介護保険料の値上げにつながる、こういうことになっております。

平成18年度から20年度までの3年間の第1号介護保険料が提案されました。先ほども言いましたように、旧丹波町が4,703円、瑞穂町が3,506円、和知町が4,471円となっております。本当に3町とも大幅な値上げとなっております。

こうした時に、自治体が本当に住民の負担を軽くするために、本来の立場で頑張ることが大切であります。国の負担30%にするよう、国に求めることや、そして何回も言っておりますけれども、少しでも負担を軽くするために、償還期間、旧丹波町の第1期の保険料の時に借金いたしましたその償還については、3年で返すというところを6年延長したり、一般会計からも地域支援事業などの事業が介護保険に入っておるわけでありますので、そうした部分は、やはり一般会計から繰り入れるということも大切だと思っております。

本当に今、老老介護ということで、大変在宅でも苦勞されている状況があります。京丹波町でも待機者60人とされております。今回のこの18年度からの3年間の計画では、こうした待機者の対象、こういうものにつながる、そういう内容にはなっておりません。安心して暮らせる、そして十分に必要なだけサービスが利用できるような本来の介護保険制度に

自治会とともに頑張っていけるような、そういう姿勢を求めまして、私の反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 次に原案賛成者の発言を許します。

12番 山内君。

○12番（山内武夫君） 私は議案第29号 平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。

今回の当初予算は、平成18年度から始まります第3期の介護保険事務計画に基づいて編成されたものでありますが、近年、高齢化の進行に伴いまして、要介護者も年々増加する中で、保険給付費は上昇の一途をたどっております。

今期、介護保険料は介護サービス料の増加などで、9町とも20から26%アップとなっておりますが、保険料率を6段階から7段階に見直すなど、低所得者層への負担軽減が図られており、また税制改正による保険料の負担増に対しましても、激変緩和のための措置がとられるなど、一定高齢者に配慮されたものとなっております。

また一方、歳出におきましては、要介護者に必要な介護サービス料を適切に見込んだものとなっております。

また、本年度から地域支援事業や新予防給付事業など、介護予防を全面に利用展開が図られるとともに、総合的な調整機能を持つ地域包括支援センターの体制も整備されつつあり、今後一層、介護予防の充実を図られるよう要望し、本予算に賛成するものであります。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

これで討論は終了します。

これより議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号 平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成18年度京丹波町水道事業特別会計予算の討論を行います。

最初に原案反対者の発言を許可します。

10番山田君。

○10番（山田 均君） ただいま上程になっております議案第30号 京丹波町水道事業特

別会計予算に反対の立場から討論を行います。

今回提案をされております京丹波町水道事業特別会計予算は１６億８，８００万円の予算で京丹波町の水道事業を行うものでありますが、今回の予算は、未給水団地への給水を目的に、測量設計管理業務委託料が５，０００万円参加され、長年の関係住民の願いが一步前進と評価するものですが、その大前提をダムから供給を受ける５，０００トンの水がなければいつ断水するかもしれない、関係住民に脅しともいえるような説明が行われていることは、法律上も市町村が責任を持たなければならない水道事業者の立場から、逸脱していることを厳しく指摘するものであります。

旧丹波町と旧瑞穂地域では、水不足解消のために、平成２年にダム計画が打ち出され、平成４年に小規模生活ダムとして事業が新規採択をされ、平成８年に普通多目的ダムに建設採択を受けました。

平成６年３月に出されました当初の計画では、既設の給水量が日量４，９６７トン、一人当たり最大給水量が日量２９８．６リッターで、将来、平成２０年の水需要計画では、給水人口を２万５，０００人として、給水量を日量１万５，０００トンで、一人当たりの給水量を日量６００リッターと見込んで、畑川ダムより５，０００トンと、新規水源で５，５０６トンを確認することが、計画の内容でありました。

この根拠となっているのが人口であります。

平成２５年に２万５，０００人となっておりましたが、その後、修正に修正を加え、人口を平成３０年に旧丹波町と瑞穂町で２万２，５００人と想定し、ダムからの５，０００トンの水が必要との根拠にしておりますが、将来、市町村別人口表で２０２０年、平成３２年を見ると、旧丹波町と瑞穂町の合計人口が１万１，７７２人で、将来人口予定の半分の人口にしか、この将来市町村別人口で見ておりません。これでは５，０００トンの水が必要であるという人口の根拠はなくなってしまいます。まちづくりに水確保は欠かせないと言われるのであれば、その根拠となる施設の水量や、またそれぞれの使用料、こういう具体的な根拠のある、また将来人口目標など、科学的根拠を明らかにすべきであります。

また、こうした根拠なしに、ひたすらダム建設に走るのは、将来に大きな負担として、住民が受けることになることを指摘し、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 次に原案賛成者の発言を許可します。

１７番、野間君。

○１７番（野間和幸君） 私は１８年度水道事業特別会計の予算につきまして、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

本年度の予算は、丹波、瑞穂地区の水道事業の統合整備事業におきまして、新田配水池本体の工事、あるいはグリーンハイツ新田地域への給水のための予算の計上とともに、未給水地域への団地状況把握しつつ、順次実施設計をするための予算を計上されております。また、和知簡易水道事業につきましては、昨年完成しました新中央浄水場の給水区域の拡大とともに、北部浄水場の設計委託等計画されております。

いずれにおきましても、町民の安心・安全な水の確保のための努力をいただいていることに賛意を示すものであります。

なお未給水地域への供給と量的確保には、現状の水源地を見ますときに、温暖化、あるいは植林による山林の森林形態の変化など、供給量の低下、あるいは水需要の多様化に伴う使用水量の増大等、不安が残るところであります。

こういったことは、現在、計画が進められております畑川ダムの建設が一日も早く着工されまして、安心・安全が確保されますことを、あらためて希望し、賛成討論いたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

これで討論は終結します。

これより、議案第３０号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３０号 平成１８年度京丹波町水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、議案第３０号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３１号 平成１８年度京丹波町下水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第３１号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第３１号 平成１８年度京丹波町下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第３１号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３２号 平成１８年度京丹波町土地取得特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第３２号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３２号 平成１８年度京丹波町土地取得特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第３２号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３３号 平成１８年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第３３号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３３号 平成１８年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第３３号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３４号 平成１８年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算の討論を行います。

最初に原案反対者の発言を許可します。

６番、坂本君。

○６番（坂本美智代君） ただいま提案をされました、議案第３４号 平成１８年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算について、反対の立場から討論いたします。

この町営バスの運行については、町長の公約でもあり、また、住民の強い要望でもあることから、新しいバス路線の確保など、努力をされていることには評価をするものであります。しかし、一つは料金設定であります。１００円から４００円という低料金に設定したとのことではありますが、旧瑞穂、旧和知では、これまでのバス料金より高くなっているところも

あります。

特に旧和知では、これまで高齢者の方には寿券という割引制度があり、周辺部に住んでおられる高齢者の方にとって利用しやすいものとなっておりました。町長は、このバス運行の再編で、住民の皆さんに利用していただかないと言われておりますが、バスを利用しようとされる方は、車に乗れない交通弱者の方がほとんどで、また周辺部の高齢者の方々の利用が多いのではないのでしょうか。周辺部に住んでいる住民が不公平さを感じるような運行では、均衡あるまちづくりとはいえません。

また、住民の意見を聞いたという町政懇談会には、町民全体の一部の方しか参加をされておられません。一般質問でも提案をいたしました隔日運行や、巡回バスを導入するなど、利用者の利便性を第一に考えるべきであります。そして専門家や住民代表、利用する方も入れた検討委員会を設置をし、運行方法や料金や運行時間など、あらゆる方向からの検討をし、もっと時間をかけ、住民参加でバス運行を考えるべきであることを指摘いたしまして、討論いたします。

○議長（岡本 勇君） 次に、原案賛成者の発言を許可します。

7番、今西君。

○7番（今西孝司君） 私は平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計当初予算に賛成の立場から討論を行い、議員の皆さん方の賛成を得ることをお願いいたしたいと思います。

まずもって、私はこの場において、この案件について賛成の立場で討論をできることを、このうえのない幸せと感じております。

私自身も、この日がくることをどれほど待ち望んでいたかしれません。と申しますのも、この1年間、旧丹波町の下山地域、富田地域はこれまで国道27号線を中心に運行をされていました京都交通の路線バスが、京都交通の民事再生法申請が認められたことにより、廃止ということにより、大きな不自由を強いられてきました。

路線バスが廃止になるということは、その地域に暮らす人たちには、足をもがれるようなものであります。スクールバスの空き時間を利用しての町民バスが1週間に2日運行をされてきましたが、とても十分というものではなく、住民の皆様方は毎日運行されるバスを一日千秋の思いで待ち望んでこられました。

私自身も旧丹波町時代から何度要求し続けたかしれません。その願いがやっと実現をみるのです。今回、提案をされました運行計画は100%万全のものであるとは思いませんが、町長、担当課長の答弁でも、今後、改善を加えていくと言っておられます。まず、これまで大きく立ち遅れていた旧丹波町地域に、新たなバス路線が導入をされ、住民の足が確保され

るということ、そのこと自体、大きな前進であります。それに反対をすることが、本当の民意であるとは思えません。100%万全でないから賛成できないというのでは、一切前には、進まないことになります。

旧瑞穂、和知地域での多少の後退はあるものの、町内の均衡のある運行のために、ご理解いただけるのではないかと思います。

運行体系や料金体系も含め、今後改善すべきは改善すればいいものと思います。

松原町長の公約の一つでもある町営バス路線の再編は、これを踏まえて、全町域を対象として新たなバス路線の構築を検討してこられました。合併したといえ、本町の財政は破綻寸前であります。バス事業についても効果的、効率的な運行が求められています。

しかし公共交通機関も乏しく高齢者も多く、交通弱者を抱える本町では福祉対策という面から、あるいは小・中学生の通学、及び須知高校生の利便性を図る面からも、採算を度外視した町営バスの運行は欠かせないものと思われま

す。今回、提案をされた京丹波町町営バス運行事業特別会計当初予算は老朽化したバス3台の更新を含む、備品購入費で、多額の経費を計上されていますが、府の補助金や、過疎対策事業債を有効に活用するとともに、路線の整備にかかる経費についても現状の資材、人材を有効に利用することで、極力抑制された予算となっています。

今後は有利な財源を求めるよう、努力していくとお聞きしています。

高齢者や園児、生徒たちの交通手段を確保し、住民の皆さんが求められる利便性の高い交通体系が確立されるよう、お取り組みがされるようお願いをし、足らざる面においては、思いきった見直しもされることを期待し、賛成の討論といたします。

皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

これで討論は終結します。

これより議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第34号 平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立多数であります。

よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成18年度京丹波町須知財産区特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第３５号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３５号 平成１８年度京丹波町須知財産区特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第３５号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３６号 平成１８年度京丹波町高原財産区特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第３６号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３６号 平成１８年度京丹波町高原財産区特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第３６号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３７号 平成１８年度京丹波町桧山財産区特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第３７号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３７号 平成１８年度京丹波町桧山財産区特別会計予算は、委員長報告とおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第３７号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３８号 平成１８年度京丹波町梅田財産区特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第３８号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３８号 平成１８年度京丹波町梅田財産区特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第３８号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３９号 平成１８年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算の討論を行います。
討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第３９号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第３９号 平成１８年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第３９号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第４０号 平成１８年度京丹波町質美財産区特別会計予算の討論を行います。
討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第４０号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第４０号 平成１８年度京丹波町質美財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、議案第４０号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４１号 平成１８年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第41号 平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

3時までといたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時00分

○議長(岡本 勇君) 休憩前に引き続き会議を続けます。

《日程第43 議案第46号 平成17年度京丹波町一般会計補正予算(第2号)》

○議長(岡本 勇君)

日程第43、議案第46号 平成17年度京丹波町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

野間君。

○17番(野間和幸君) 町民税における固定資産税、特に今回、減額されております現年課税分、さらに滞納繰越分ついて、一定大口不採算業者の税が入りにくいというなご説明であったというふうに理解をしておるところですけれども、このことが本人さんとの話し合いの中で、今後どのように収納していくかということがご説明できればお願いをしたい。

さらに、14ページの民生債で未来づくり資金を活用して、共同作業所の改修事業債が今回、地方債として計上されておりますが、一定地方債として計上されておるというふうに思うんですけれども、どの場所に、いわゆる計上されておるのか、不勉強なので、お知らせ願いたいというふうに思います。

○議長(岡本 勇君) 伊藤税務課長。

○税務課長(伊藤康彦君) 3ページの町税の固定資産税の関係でございますけれども、滞納者があるという形で、現時点では入る見込みはことしにおきましてはないために減額させて

もらっております。その中で、法人、3法人あるわけでございますけれども、その中で、またある法人につきましては、納付誓約による分納、まただめなところいいですか、一つは納付誓約をもうてるところ、あわせまして担保という形で、登記の方に担保設定をさせていただきまして差し押さえまではやっておりますで、担保設定の中で納付計画をいただいているというようなことでございます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 14ページの民生費の未来づくり資金の使途先であります京都作業所ですけれども、これは瑞穂の共同作業所の部分でございます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） ちょっと後で報告をさせていただきます。申しわけございません。

○議長（岡本 勇君） 17番、野間君。

○17番（野間和幸君） 今、町税固定資産税にかかりましては、一定、ご説明をいただいたわけでございますけれども、担保設定をするだけでは、いわゆる滞納分、現年分、あるいは滞納分が確保できるとは言難いものがありますので、一定期間を設けるか方法を講じながら、いわゆる法的に整理できるような方向を探ることが大切ではないかというふうに思うわけですが、そういったことについての考え方について、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤康彦君） 担保設定にしましても、やはりそれぞれ納税者との電話等でいつになったらということをお願いしながら、余り長く期間をかけますとそれだけで終わってしまいますので、次の段階がありますので、それを検討しながら進めていきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私も、今の町税の関係でお尋ねしたいと思うんですけども、大口の、いわゆる不採算の業者が出たということで、法人が3件というようなことで、今、分納やとか、担保設定もしてということでありましたが、17年のこれは補正でございますので、17年度の、いわゆる年度では未収ということなんですか、今後の見通しとしては、今、分納やとか、担保設定という話もあったんですが、当然入ることなのか、見通しがあまりないということなのか。また具体的にそういう京丹波町の中で、3つの法人も一度にそういう不採算の業者が出るというのも、これまた何か特別な関連があるのかどうか分かりませんが、突然そういう状況になったのか、見通しとしてはどういうことであったのか、一点

は伺っておきたいなあというように思います。

それから合わせて、歳出の関係もよろしいね。23ページの補償補てん及び賠償金の中の地図システムの関係をお尋ねしたいんですが、説明もあって旧町で使っていたいわゆるもの、違約金といいますか、いうことやったというように思うんですが、いわゆる何年契約でやられておったかという問題と、非常に多額のこれ違約金を払なということになっておるんですが、当然、合併ということが取りざたされている中での契約であったじゃないかと思うんですけども、そういうような中でその違約金についての協議というのは事前にできていなかったのかどうかお尋ねしておきたいなあというように思います。

あわせて税務協力員の謝金というのが、22ページに150万あるんですが、具体的にいえば、当然こういうものは当初で予定されておるはずやと思うんですが、新たに150万の必要というのはどういうことであったのか、合わせてお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤康彦君） 徴収のことですけれども、納税者とそれぞれ電話等で折衝しながら、納税について協力を得てると。得ていく交渉をさらに強めていきたいと思っていますし、今後においても、入れてもらうということが前提でございますので、そのような立場でいかせていただきたいと思います。

それと歳出の22ページ、23ページの税務協員の謝金でございますけど、これは農業所得に関します協力員さんの謝金でございますして、旧丹波町におきましては、これまで費用弁償という形の旅費、また和知町におきましては、報酬という形でございますして、瑞穂町におきましては報償という形で、出方がそれぞれ違った形で、当初の段階でちょっとその組む段階でちょっと見方が組めなかったところがありまして、今回補正をさせていただいたということです。

それと、23ページの地図システムの解約でございますが、これは旧丹波町が修正おりました固定資産税の地図システムのことでございまして、合併以前に今の固定資産税におきましては、ニュートライという形で、町村会のシステムを導入して、合わせた地図システムでやっておりますけれども、旧丹波町におきましては、違う業者、また違うシステムでやってたという形で、今回、町村会にすべて乗りかえたということになりまして、旧丹波町のシステムは使えないということで、なりまして、合併当時におきましてはこの話もあったわけでございますけれども、契約の時点で、契約が2年ごとの更新でやっております関係で、17年度、そして18年、17年が合併の年でありますので、並行処理をしながら、今まできたということがありまして、一応新しい地図システムが落ちついたということで、一人の担当が

旧システムと新システムを2台使ってやるのが、困難でございますので、新しい方でいくと。よって、この古いシステムはもう解約する。16カ月分の違約金を払いまして廃止をさせてもらうという形で、今回、ご提案をさせてもらったわけでございます。以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 16番、野口君。

○16番（野口久之君） 14ページですけどね、これは農林水産業費の中で、畜産振興対策事業費の170万上がってるのは、これ説明しはったと思うんですけど、ちょっともう一遍説明していただきたいのと、49ページですね。49ページの節の15工事請負費として386万、これも説明があったと思うんです。これ和田中学校のグラウンドの改修工事ということで上がっておりますが、多分これグラウンドに真砂土を5センチほど敷くのやというようなことをお聞きしたと思うんですけども、先般ですね、15日の日にですか、ちょっと所用があって和田中学校へ寄せてもらって、グラウンドを見たらですね、相当水がグラウンドに溜まっておったわけなんです。ほんで、この辺の386万ですか、これも真砂土を入れるというて、お聞きしたんですけども、これ暗渠排水からなおしてこなんだから、これ二重手間になるんちがうかなとというふうに感じたんです。多分これ15日前後ぐらいに雨が降ったかなんかしらんけど、15日に行かせてもろったときには、水が相当が溜まっておったんですわ。これ恐らく真砂土を置いただけではグラウンドの修繕にならんやろというふうに感じたんです。それで、恐らくこれは暗渠から直していかなんたら、真砂土を置いても二重手間になるん違うかなあというふうに感じたんですけれども、ちょっとその辺、どう思われるんかお聞きしたいんです。

○議長（岡本 勇君） 松村教育次長。

○教育次長（松村康弘君） 49ページ和田中学校グラウンド改修工事の件でございますけども、当初予算には1,400万円ぐらいございまして、それに今回386万円を追加するものでございます。それで今の段階は概算ということでございます。

計画でございますけどもおっしゃいましたとおり、グラウンドの表層を5センチぐらい切り取りまして、その上に新たに真砂土をきちっと舗装するということでございます。

現在の状況を見ますと、従前に工事やられまして、その時の工事のためにグラウンドのきちとした勾配ができてない、いう状況でございまして、やはりグラウンド排水、もちろん暗渠化排水も大切なんですけども、表面にかまぼこ型の勾配をつくることによりまして、大体7割ぐらいは排水できるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 14ページの畜産振興対策事業債でございますけども、これについては瑞穂の堆肥センターの分の起債ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 16番 野口君。

○17番（野口久之君） 16番 野口です。

今、次長の方から説明を受けたんですけども、恐らくグラウンドどっかに傾いて、片寄って水がたまるというんやなしに、もう一面水浸しになってましたんやわ。その時に感じたのが、これは恐らく暗渠排水から直してこなんだらあかんのと違うかなと、もう一面にこうところどころ、だあ一っと水がたまっとったような状況なんで、恐らく今日もこれ雨降リやから一遍見に行ってもうたらわかると思うけども、恐らく真砂土を置いただけでは、あの水はけがよくなるというようなことはまずないやろというふうに感じましたんで。

○議長（岡本 勇君） 松村教育次長。

○教育次長（松村康弘君） ただいま質問でございますけども、私現地も見させてもらいまして、幸い和知中学校につきましては4方向とも、一部欠けておりますけども、周りにね側溝もございますので、計画といたしましては側溝のないところは新たに最小限の側溝をこしらえまして、それで真ん中から順番に側溝に向けて勾配をくると、今の状態はその勾配が十分取れてないという状況なんで、きちっとした勾配を取ればある程度は大丈夫かと考えております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 16番 野口君。

○16番（野口久之君） それであればいいんですけども、真砂土を敷いたが、また後暗渠からやっていかんなんという財政困難な中でやね、二度手間にならんようにだけぜひともお願いしたいと思います。

○議長（岡本 勇君）

松村教育次長。

○教育次長（松村康弘君） 業者とコンサルさんともいろいろ相談しまして、その辺は検討した結果でございますので、暗渠排水も現状あることは確認しておりますし、その辺ももう一度検討しながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 6番 坂本さん。

○6番（坂本美智代君） 今、野口議員の質問されました関連なんですけど、このグラウンド

改修は時期的にはいつ頃されるのか、グラウンドなんで授業の関係もありますし、夏休みでしたらクラブもまたあるかと思うんですけど、いつ頃改修はされようと思われるのかその１点と。

３２ページの民生費の中の備品購入費の一般備品、１３３万２，０００円、聞いた時には保冷庫の購入のようにお聞きいたしましたけど、桧山山保育所、１８年度から統一のためというのを私は書いておりますが、１３３万円という、どのぐらいの大きさのものを買われるのか、冷凍庫なのか、保冷庫やから普通の冷蔵庫やと思うんですけど、その２点をお伺いします。

○議長（岡本 勇君） 松村教育次長。

○教育次長（松村康弘君） 失礼いたします。

４９ページの和知グラウンドの施工時期でございますけども、一般会計予算書７ページの方に挙げさせてもうとんですけども、実は１７年度の事業でございますけども、１７年度に繰り越しということでお願いいたしております。１８年度へ繰り越しということでお願いいたしております。

それから時期なんですけども基本的には中学校と十分協議させてもらいながらやっていきたいと思います。一つは工法的に半分ずつできるかということの検討と、それからもしできなければ、あとはグラウンドを使う頻度が少なくなった時期になるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 朝倉子育て支援課長。

○子育て支援課長（朝倉富雄君） ただいまの坂本議員のご質問でございますが３１ページでございますが、一般備品の購入につきましては、食器の洗浄器が１台でございます。家庭より少し大きめのもので、ちょっと資料持ってきておりませんが、大きさはちょっと今確認はできませんけれども、聞きますと家庭より少し大きめのもので、９８万７，０００円でございます。

それと食器の消毒兼保管庫、消毒してそのまま保管をするものでございますが、それが５１万５，０００円ということでございます。その２基でございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） １０番 山田君。

○１０番（山田 均君） 私もちっと今いろいろ出ておること含めてお尋ねしておきたいと思うんですが、今出てました和知中学校のこのグラウンドの土の入れかえということなんで

すけども、先の説明によりますと５センチということであったんですが、真砂土を入れるのが。

旧町でもいろいろそういう土を入れる改修というのはやられておるんですが、よほど専門的な業者でないとなかなか難しいと、５センチというのはね、今もありましたように今現時点がでこぼこがあると、それを一旦ならして５センチ入れんとですね、のらないという問題がこれあって、いろいろその土を入れるということについては必要であるけども、なかなかその工事やりにくいと、こういうことも聞いとんですけども、この工事としては専門的な業者に入札をされるということなのか、町内の業者ももちろんそういうことをするという業者もおるかと思うんですが、その１，７３８万円ですか、追加をされて、大体そういう予算を考えておることやったんですが、具体的にはどのような形を考えておられるのか、１点もう一度お尋ねしておきたいなということが１つでございます。

それからずっとほかのページへ移りましてお尋ねしておきたいんですが、３７ページにかかわってですが、ここの委託料があるんですが、営業業務委託料３０万円、これ食彩の工房の関係なんですが、具体的にその営業の業務を委託するというのは、どこに、どういう形で、何を委託するのかという業務というのは営業ですので、販売に回るそういうのを委託ということになれば、どういう業者、人なのか業者なのかということもあるんですが、非常に町外委託をするという相手先というのはどうなのかということと。

それから加工用原材料費７０万円あるんですが、具体的にはこれから補正をするということとは、これまで使った費用が不足したということで追加ということかも知れませんが、追加ということであれば全体がどれぐらいの材料費を使っておるのかということで、具体的にはこれ加工用原材料、どういうものを食彩の工房で使うということで予算化をされておるのかという点、伺っておきたいというように思います。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 松村教育次長。

○教育次長（松村康弘君） 失礼します。

和知中学校グラウンドの施工方法でございますけども、今まで旧丹波町でやってきましたんは、ちょっと事情違うかもしれませんが、基本的に土木工事なんで町内業者の方にお願ひしたいと考えております。

それで工事に当たりましては、まず現状の土の鋤取り、それから基盤面の生成というものがございまして、その辺は地元業者でやっていただくという形になるんじゃないかと思います。そして真砂土の生成については精度の問題もございまして、通常専門業者を下請けに使っ

ていただいているというのが現状でございました。

それから厚みでございますけども5センチというのは十分できる厚みでございます。前の災害の時のグラウンド舗装につきましても、国の方は3センチしかやり直しを認めないと、そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○振興課長（山田 均君） 先ほどのご質問ですが、営業業務委託料につきましては牛乳の宅配業務とか、あるいは製品のいわゆる販売店への卸とか、そういう部分につきましてシルバー人材センターの方に委託をさせていただいております。

それから原材料につきましては大体年間2, 100万円程度使います。70万円につきましては生乳の1カ月分ということでございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 1番 西山君。

○1番（西山和樹君） 2つばかりちょっとお伺いしておきたいんですが、36ページの畜産振興対策事業の中で、瑞穂の堆肥センターの増築事業補助金ということで124万円減額になるわけですが、これ堆肥センターの増築事業は終わったのかどうか。それで正常に機能しているのかどうかということと、事業終わらないのになんでこうなったのかなということをお伺いしたいのが1つと。

それから44ページの一番下の段で、教育費のうちの事務局費で、ここだけで残業手当の減額が580万円とあるんですが、一体どのような予算立てでこの580万円もの大金が、しかも時間外手当ですんで、なぜこのようになったのか、これだけちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 旧瑞穂の堆肥センターの増築事業につきましては、現在、山のスレッドを待つのみとなっております。

それからこの時点でなぜ減額したかと申しますと大体精査する中で出来高に近い数字がの、不要額ということで減額をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 村松教育次長君。

○教育次長（松村康弘君） 45ページの人件費の減額の件でございますけども、申しわけなかったですけども、十分な時間外の精査ができずに、暫定、残りの分を計上したような状況

でございましたんで、こういう大きな残になってしまいました。どうも申しわけございませんでした。

○1 番（西山和樹君） 見込み違いということですね。そのように理解したらいいんですね。

○議長（岡本 勇君） 1 0 番 山田君。

○1 0 番（山田 均君） 1 点町長にお尋ねしておきたいと思います。

3 9 ページの歳出の負担金補助及び交付金の中の商用活性化事業補助金というのは5 0 0 万円ございまして、説明では丹波地域開発へという、第3セクターのということで、いろいろ決算されて、いわゆる1 年間の実績を見て補助をするというようなこともあったんですが、元々丹波マーケスを立ち上げる時にできたそういう開発会社ということやと思うんですが、実際あれができてから一定の期間がきておるわけでございますけれども、こういう事業補助金というのはこれ生涯ともずっと出していくということなのか、当然それぞれ第3セクターで町もかんだる部分もありますけれども、現実というのはこれは当然そういう方向を促すといいますか、努力せんなんというように思うんですけれども、その辺の考え方、ほかの第3セクターのそのいろんな団体等もあるわけでございますけれども、そういう点ではこの丹波の地域活性化開発、この事業補助金というのはどういう考え方なのか、今回こういうように提案しておるわけでございますけれども、今後についてどういうように考えておられるのか、基本的なちょっと考え方があれば伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） これまで旧町時代に丹波マーケスということで賑わいの場という位置づけの中で、また道の駅という施設等も設けましたことから、それぞれその維持管理等に所要の分を、この地域開発株式会社に委託をしてきたという経緯があるわけでございますが、一定の年月も経ったところでございますが、そうした中で合併もいたしましたこともありまして、今、所要の費用というものは当然かかってこようかと思いますが、全体の中で、そのあり方等については必ずしもこの5 0 0 万円をずっと補助をしていくということは一定の見直しをしていく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますし、地域開発株式会社と行政とのかかわり等についても検討を加えるべき時期に来ておるんじゃないかというふうに思っておりますので、含めて、このことについては検討を加えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第４６号採決します。

議案第４６号 平成１７年度京丹波町一般会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第４６号は、原案のとおり可決されました。

《日程第４４、議案第４７号 平成１７年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第４４、議案第４７号 平成１７年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第４７号を採決します。

議案第４７号 平成１７年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第４７号は、原案のとおり可決されました。

《日程第４５、議案第４８号 平成１７年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第１号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第４５、議案第４８号 平成１７年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第４８号を採決します。

議案第４８号 平成１７年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第１号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

《日程第46、議案第49号 平成17年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第46、議案第49号 平成17年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第49号を採決します。

議案第49号 平成17年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

《日程第47、議案第50号 平成17年度京丹波町水道事業特別会計補正予算(第1号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第47、議案第50号 平成17年度京丹波町水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

東さん。

○3番(東まさ子君) 3ページの基金繰入金の943万5,000円の減額ですが、これはどういう内容の繰入金の減なのか、お願いをいたします。

○議長(岡本 勇君) 水道課長。

○水道課長(田井 勲君) ただいまのご質問ですけれども、ほぼ工事の方も完了になりまして、精査をした結果、当初繰入金を見込んでおったんですけれども、必要がなくなったということで、減額とさせていただきました。

以上です。

○議長(岡本 勇君) 10番 山田君。

○10番（山田 均君） 10番 山田。

担当課長に歳出の4ページでひとつお尋ねしておきたいんですけども、節の報償ということで4,000円の減額なんですけども、この特別職の年額報償というのがあるんですが、水道のこのいわゆる会計でいう、この特別職というのはどういう人を示すのか、ちょっとお尋ねしておきたいんですが。

○議長（岡本 勇君） 水道課長。

○水道課長（田井 勲君） ただいまのご質問ですけれども、旧水道組合の特別職の報酬がここで計上してありまして、その分10月の10日までということで、10日分が挙がったというふうに思いますけれどもその分が減となりました。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと専門的なことでわからんですが、水道組合は別の組織やったと思うんですが、だからそれが京丹波町の特別会計の補正予算で表すということできなしに、例えばその他とか何かでせんとやね、ここの京丹波町としての水道組合の節で、その特別職というのは存在しないわけでありますから、その他の収入とかどっかで受けるか何かそういう方法が本来の会計上の処理の方法ではないかと、全く別の、いうたら合併以前水道組合というのを作とったわけですから一部事務組合で、それがそのまま横滑りでその科目に入って減額されるという、そういう方法は会計上どうなのか、ちょっとひとつお尋ねしたいんですが、本来は別のもんやないかと、受けるのであれば何かその他の収入とか何かで受けんとやね、ちょっとこの科目で受けるというやり方は間違いでないかと思うんですけども、どういう見解ですか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 水道課長。

○水道課長（田井 勲君） その4ページの報酬で減額の4,000円ということで当初予算に挙がっておりまして、それを減額をさせていただいたというようなことでご理解をいただけたら大変うれしいんですけども。

○議長（岡本 勇君） 暫時休憩いたします

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時45分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水道課長。

○水道課長（田井 勲君） 合併当初間違っておりまして、予算として計上しておりまして、

不必要になりましたので落とさせていただきました。どうもすみませんでした。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第50号を採決します。

議案第50号 平成17年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

《日程第48、議案第51号 平成17年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第48、議案第51号 平成17年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

1番 山田君。

○1番（山田 均君） 担当課長に一点お尋ねしときたいと思うんですが、歳出の7ページの委託料で1,245万6,000円ということで、それぞれ施設の維持管理の委託料とか水質・汚泥・脱水作業委託とかいうことを含めてでございますが、説明では瑞穂地区の関係で、平成17年開始で減ったという説明があったんですが、具体的にはですね、当初の見込みと違ごた、その原因というのは、17年開始というのはどこの開始ということも含めてちょっとお尋ねをしておきたいと、大幅に減った要因ですね。お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 水道課長。

○水道課長（田井 勲君） 瑞穂地区で17年度に供用開始をしまして、その開始初年度にもかかわらずにはほかの処理場と同じように点検委託料なり、汚泥引き抜き委託料を計上しておりまして減となったもので、一番下の保守点検委託料、これにつきましても18年度に実施をすることになりまして、18年度の方に計上させていただいたというふうなことでございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 3 番 東さん。

○3 番（東まさ子君） 10 ページの委託料 881 万 3,000 円ですが、これ合併浄化槽を町管理でしていくということで、いろいろとそういう町の維持管理に申し込みをしているような家庭はどのようになっているのか。

それと蒲生野地域の事業はどういう状況にあるのか。以上、2 点についてお聞きします。

○議長（岡本 勇君） 水道課長。

○水道課長（田井 勲君） 10 ページの減額の 881 万 3,000 円、これの清掃委託料 955 万 5,000 円の減でございますけれども、個人から町に寄附を受ける際に 6 カ月以内に清掃をしてお渡しをくださいというようなことがございまして、当初の予算計上も間違っておったんかもわからないんですけども、その分が減額となりましたので、減とさせていただいております。蒲生野地区の浄化槽につきましては、18 年度から市町村整備なり浄化槽設置の事業の方で進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第 51 号を採決します。

議案第 51 号 平成 17 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 49、議案第 52 号 平成 17 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 1 号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第 49、議案第 52 号 平成 17 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

10 番 山田君。

○10 番（山田 均君） 担当課長に 1 点お尋ねをしたいんですが、歳出の 4 ページの需用費

の修繕料でバスの修繕 2 1 1 万 4 , 0 0 0 円というのが挙がっておるんですが、相当全体にバス等が傷んでおるということはお聞きしたんですが、18 年度もそのバスを買うという予定の予算も挙がっておったわけですが、これで新しいバスを購入するので、この修繕がもっと減ると、こういうことやなしに、購入以外のバスも修繕ということで挙がってるのかどうか、改めてお尋ねします。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） ただいまのご質問でございますが、バスの修繕につきましては、確かに更新を予定をいたしております 3 台のバスでございますが、同時期に購入させていただきましたバスが溶接材の関係で下回りからの腐食が非常に大きくて、ほとんど費やさせていただいているというような状況でございますが、ほかにも小さなよそのバスでもあるわけなんですけれども、それは少ない費用で、今はおさまっているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第 5 2 号を採決します。

議案第 5 2 号 平成 1 7 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 1 号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第 5 2 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 5 0、議案第 5 3 号 平成 1 7 年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第 1 号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第 5 0、議案第 5 3 号 平成 1 7 年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第５３号を採決します。

議案第５３号 平成１７年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第１号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第５３号は、原案のとおり可決されました。

《日程第５１、議案第５４号 平成１７年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第１号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第５１、議案第５４号 平成１７年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第５４号を採決します。

議案第５４号 平成１７年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第１号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第５４号は、原案のとおり可決されました。

《日程第５２、議案第５５号 平成１７年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第１号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第５２、議案第５５号 平成１７年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

１番 西山君。

○１番（西山和樹君） これ実は歳出の４ページなのですが、ここに３，０００万円境界明示をやめるというのがいらなかったのか、ちょっとわかりません。ちょうど境界明示の相手方が梅田の財産区になりますんで、ちょっとそれをお伺いしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） これについては予算を下回ったということから３０万円不要になったということでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第５５号を採決します。

議案第５５号 平成１７年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第１号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第５５号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま野間和幸君ほか４人から発議第１号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第１号を日程に追加し、追加日程第１として議題とするに決定しました。

《追加日程第１、発議第１号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 追加日程第１ 発議第１号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

○議長（岡本 勇君） 提出者、野間君の提案理由の説明を求めます。

１７番、野間君。

○１７番（野間和幸君） それでは、発議第１号「京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、提案理由を申し上げます。

今日の社会情勢や三位一体の改革など、町財政をとりまく状況はますます厳しさを増す中、議会及び議員の透明性と公開性を高め、町民の付託にこたえるため、また議会と議員に求められる責任と自覚に基づき、議員の報酬の範囲をより明確化するという議員の認識のもとに、今期定例会に議員提案として条例改正議案を提出するものであります。

改正内容につきましては、追加条文を第3条として、平成18年4月1日より議員が地方自治法第174条、及び地方自治法第202条の3の規定による委員となったときは、その委員として受けるべき報酬額について、本条例に規定される額の2分の1とするものであります。

以上、発議第1号の提案理由の説明といたしますが、私の議会にありましては、住民の目線に沿った議会改革を進めながら、あるゆる面において見直しが求められております。

小さくても、今できることから取り組むことが改革への第一歩との認識の中で、今後とも検討を重ねていくことを申し添え、条例改正にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより発議第1号を採決いたします。

発議第1号 「京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

《日程第53 閉中の継続調査》

○議長（岡本 勇君） 日程第53「閉会中の継続調査」の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決しました。

以上で、本日の議事日程、並びに本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成１８年第１回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

午後 ４時００分 閉会